

国立大学法人九州大学職員給与規程

平成16年度九大就規第14号
 制定：平成16年 4月 1日
 最終改正：令和 6年 3月29日
 (令和5年度九大就規第31号)

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 基本給（第8条－第13条）
- 第3章 諸手当（第14条－第29条）
- 第4章 賞与（第30条－第32条）
- 第5章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。）第23条の規定に基づき、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の給与に関する事項について定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給 与 の 種 類	給与の計算期間	給与の支給日
基本給月額 基本給調整額 基本給調整額に準ずる手当 職位定年調整額 管理職手当 初任給調整手当 地域手当 地域調整手当 広域異動手当 扶養手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 在宅勤務等手当 別府病院支援配置手当 特地勤務手当 特地勤務手当に準ずる手当 在勤手当	一の月の初日から末日まで	その月の21日 ただし、その日が就業通則第31条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日
特殊勤務手当 入試手当 学位論文調査手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 夜勤手当 宿日直手当 管理職員特別勤務手当	一の月の初日から末日まで	翌月の21日 ただし、その日が就業通則第31条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日
期末手当 勤勉手当		6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは前々

		日、その日が土曜日に当たるときは前日)
研究代表者等特別手当		6月30日(ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日、その日が土曜日に当たるときは前日)
遠隔地手当		11月21日 ただし、その日が就業通則第31条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日
寒冷地手当	一の月の初日から末日まで	11月から3月までの各月の21日 ただし、その日が就業通則第31条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日

2 前項の規定にかかわらず、年俸制給与を適用することがある。この場合の給与の種類、計算期間及び支給日は、別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、職員が特別な業務に従事した場合に一時金を支給することがある。

(給与の支払)

第3条 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令又は事業場の職員の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、職員の過半数で組織する労働組合がない場合においては職員の過半数を代表する者(以下「過半数代表者」という。)との書面による協定に定めがある場合には、給与の一部を控除して支払う。

2 前項の給与の支払は、原則として、職員の指定する職員本人の預貯金口座への振込みによる。

(給与の減額)

第4条 職員が勤務しないときは、特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第5条 前条及び第25条から第27条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給並びにこれに対する地域手当又は地域調整手当及び広域異動手当(以下「地域手当等」という。)並びに管理職手当、初任給調整手当、別府病院支援配置手当、特地勤務手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)及び特地勤務手当に準ずる手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)の月額合計額を1月の所定労働時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第21条に規定する特殊勤務手当(夜間看護等手当及び待機手当を除く。)が支給されることとなる勤務に該当する場合の第25条及び第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除した額)を、前項の規定による額に加算した額とする。

(端数計算)

第6条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第7条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第2章 基本給

(基本給)

第8条 各職員の受ける基本給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

2 基本給は、基本給表に定める基本給月額、第12条に規定する基本給調整額及び第12条の3に規定する職位定年調整額の合計額とする。

3 前項の規定にかかわらず、60歳に達した日後の最初の4月1日(以下「特定日」という。)を迎えた職員(教育職基本給表及び指定職基本給表の適用を受ける者を除く。以下「特定日以後職員」という。)の基本給月額は、当該特定日以後職員に適用される基本給表の基本給月額のうち、当該特定日以後職員の受ける職務の級及び号に応じた額に100分の70を乗じて得た額(100円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)とする。

(基本給表の種類)

第9条 基本給表の種類は次に掲げるとおりとし、各基本給表の適用範囲は、それぞれ当該基本給表に定めるところによる。

(1) 一般職基本給表

イ 一般職基本給表(一)(別表第1-1)

ロ 一般職基本給表(二)(別表第1-2)

(2) 特定業務専門職基本給表(別表第1-3)

(3) 教育職基本給表(別表第1-4)

(4) 医療職基本給表

イ 医療職基本給表(一)(別表第1-5)

ロ 医療職基本給表(二)(別表第1-6)

(5) 指定職基本給表(別表第1-7)

(6) 特定有期職基本給表

イ (削除)

ロ 特定有期職基本給表(二)(別表第1-9)

2 各基本給表(指定職基本給表を除く。)に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及び級別の資格基準は、本学が定める。

(基本給の支給)

第10条 新たに職員となった者には、その日から基本給を支給し、基本給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給を支給する。

2 職員が退職(死亡の場合を除く。)し、又は解雇されたときは、その日まで基本給を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで基本給を支給する。

4 職員が、次の各号のいずれかに該当するときに基本給を支給する場合において、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給額は、当該月の現日数から就業通則第31条第5項に規定する休日(就業通則第32条の規定が適用される職員については、これに相当する休日)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(1) 第1項又は第2項に該当する場合

(2) 就業通則第12条の規定により休職となり、又は休職の終了により復職した場合

(3) 就業通則第39条第1項の規定により育児休業を開始し、又は育児休業の終了により復職した場合

(4) 就業通則第39条第1項の規定による育児休業の期間中に就業した場合

(5) 就業通則第40条の2第1項の規定により自己啓発等休業を開始し、又は自己啓

発等休業の終了により復職した場合

(6) 就業通則第40条の3第1項の規定により配偶者同行休業を開始し、又は配偶者同行休業の終了により復職した場合

(7) 就業通則第44条第2項第3号の規定により出勤停止となり、又は出勤停止の終了により職務に復帰した場合

(基本給の異動)

第11条 新たに職員となった者の基本給の号は、その者の学歴、免許・資格及び経歴等に応じて決定する。

2 勤務成績が良好であることその他本学が定める基準により、適当と認める職員については、当該職員の級を同一の基本給表の上位の級に変更することができる。

3 職員が就業通則第8条の規定による降任をしたときは、当該職員の級を同一の基本給表の下位の級に変更することができる。

4 基本給表の適用を異にする異動をした職員、又は初任給の基準を異にする職に異動した職員の号については、本学が定める。

5 職員（指定職基本給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うことができる。

6 前項の規定により職員を昇給させる場合の昇給の号数については、本学が定める。

7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号を超えて行うことができない。

8 前7項に規定するもののほか、特別な事由があると本学が認めた場合には、上位の号に決定することができる。

(基本給調整額)

第12条 職務内容の特殊性により、同じ職務の級に属する他の職に比べて、基本給月額が適当でないとして認められる者には、基本給調整額を支給する。

2 基本給調整額は、当該職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて別表第1-10に掲げる調整基本額にその者に係る別表第1-11の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が基本給月額の100分の25を超えるときは、基本給月額の100分の25に相当する額とする。

(基本給調整額に準ずる手当)

第12条の2 教育職基本給表の適用を受けない職員が大学院の学府の教授、准教授、講師（非常勤講師を除く。）又は助教を兼ねるときは、基本給調整額に準ずる手当を支給する。

2 基本給調整額に準ずる手当の額は、前条第2項の規定を準用した場合に得られる額とする。

3 この規程の第5条、第10条、第13条、第16条、第16条の2、第16条の3、第22条、第23条、第30条及び第31条の規定の適用にあつては、基本給表に定める基本給月額、基本給調整額及び基本給調整額に準ずる手当の合計額を基本給とする。

(職位定年調整額)

第12条の3 国立大学法人九州大学事務・技術系職員人事規程（平成16年度九大就規第9号）第5条第1項第1号から第3号までの規定による降任（以下「職位定年」という。）をされた特定日以後職員であつて、職位定年をされた日（以下「職位定年日」という。）の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける特定日以後職員のうち、職位定年日に第8条第3項の規定により当該特定日以後職員の受ける基本給月額（以下「職位定年日基本給月額」という。）が特定日の前日に当該職員が受けていた基本給月額に100分の70を乗じて得た額（100円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。以下「基礎基本給月額」という。）に達しないこととなる特定日以後職員には、職位定年調整額を支給する。

2 職位定年調整額の月額は、当該特定日以後職員の受ける基礎基本給月額と職位定年日基本給月額の差額に相当する額とする。

(基本給の半減)

第13条 第10条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に職員が勤務しないときは、当該各号に掲げる日を超えた日につき、基本給の半額を減ずる。ただし、業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合を除く。

(1) 国立大学法人九州大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年度九大就規第19号。以下「勤務時間、休暇等規程」という。）第18条第4項から第6項までの規定による特定病気休暇を受けた場合、すでに受けた特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達する日

(2) 国立大学法人九州大学職員安全衛生管理規程（平成16年度九大就規第23号。以下「職員安全衛生管理規程」という。）第17条の規定により就業を禁止された場合
90日

第3章 諸手当

（管理職手当）

第14条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職のうち、本学が指定する職を占める職員に支給する。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 管理職手当の月額、基本給表及び職務の級並びに職の別により本学が定める区分に応じて、別表第1-12に掲げる額とする。

（初任給調整手当）

第15条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員（教育職基本給表の適用を受け、かつ、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）には、月額51,100円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。この場合の月額、当該手当の支給対象職員となった日以後の期間の区分に応じて別表第1-13に掲げる額とする。

2 職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった者で、医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、初任給調整手当及びこれに相当する手当を支給されていた期間が通算して35年に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

（地域手当）

第16条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮した場合に支給する必要があると認められる次の各号に掲げる地域に在勤する職員に支給する。

- (1) 東京都特別区
- (2) 福岡県福岡市
- (3) 福岡県春日市
- (4) 福岡県糟屋郡篠栗町
- (5) 福岡県福津市

2 地域手当の月額は、基本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、前項に規定する地域に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 前項第1号の地域 100分の20
- (2) 前項第2号から第5号までの地域 100分の10

3 前項第2号の割合により地域手当を支給されていた職員が、異動又は施設の移転（以下「異動等」という。）により、地域手当の支給地域以外の地域に勤務することとなった場合（職員が、当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は施設に引き続き6月を超えて在勤していた場合その他これに相当すると本学が認める場合に限る。）は、異動等の日から3年間、当該異動等の日の前日に支給されていた支給割合により地域手当を支給する。

4 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける職員又は国立

大学法人の職員その他これに準ずると本学が認めるもの（以下「給与法適用職員等」という。）であった者が、引き続き本学の職員となった場合において、採用の事情を考慮して、前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、採用の日から2年間、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合により地域手当を支給する。

- (1) 採用の日から1年を経過するまでの期間 採用の直前に勤務していた機関において支給されていた地域手当又はこれに相当する手当の支給割合
- (2) 採用の日から2年を経過するまでの期間（前号の期間を除く。） 前号の支給割合に100分の80を乗じた割合
（地域調整手当）

第16条の2 地域調整手当は、前条第1項各号に掲げる地域以外の地域に在勤する職員（前条第3項又は第4項の規定により、地域手当を支給されている者を除く。）に支給する。

- 2 地域調整手当の月額は、基本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、100分の4を乗じて得た額とする。
（広域異動手当）

第16条の3 広域異動手当は、在勤する地域を異にして異動等をした職員のうち、次の各号に掲げる距離がいずれも60km以上となる者又はこれに相当すると認められる者に、異動等の日から3年間支給する。ただし、第16条第3項の規定により地域手当を支給される職員には、広域異動手当は支給しない。

- (1) 異動等の日の前日に在勤していた施設と当該異動等の直後に在勤する施設との間の距離（以下「施設間の距離」という。）
- (2) 異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する施設との間の距離

2 広域異動手当の月額は、基本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる施設間の距離の区分に応じてそれぞれ定める割合から、前条に規定する地域調整手当又は第16条第1項に規定する地域手当の支給割合を減じた割合を乗じて得た額とする。

- (1) 300km以上 100分の10
- (2) 60km以上300km未満 100分の5

3 給与法適用職員等であった者が、引き続き本学の職員となった場合において、採用の事情を考慮して、広域異動手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、第1項の規定に準じて、当該職員に広域異動手当を支給する。この場合において、第1項中「異動等」とあるのは「採用」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により支給する広域異動手当の月額、基本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、当該職員が当該採用の直前に勤務していた機関において支給されていた地域手当又はこれに相当する手当の支給割合に100分の80を乗じて得た割合から、前条に規定する地域調整手当又は第16条第1項若しくは第4項の規定による地域手当の支給割合を減じた割合を乗じて得た額とする。ただし、広域異動手当の支給割合が当該職員の地域調整手当又は地域手当の支給割合以下となるときは、広域異動手当は支給しない。

（扶養手当）

第17条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 前項に定める扶養親族は、次の表の扶養親族欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、扶養手当の月額は、対象となる扶養親族に応じて同表に定める額の合計額とする。

扶 養 親 族	手 当 額
第1号 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下	6,500円 ただし、一般職基本給表（一）8級、特

同じ。)	定業務専門職基本給表6級、教育職基本給表5級及び医療職基本給表(一)8級に該当する職員(以下「一般職(一)8級相当職員」という。)にあつては3,500円とし、一般職基本給表(一)9級及び10級並びに特定業務専門職基本給表7級に該当する職員(以下「一般職(一)9級以上相当職員」という。)にあつては支給しない。
第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円
第3号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円
第4号 満60歳以上の父母及び祖父母	ただし、一般職(一)8級相当職員にあつては3,500円とし、一般職(一)9級以上相当職員にあつては支給しない。
第5号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
第6号 重度心身障害者	

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は扶養親族とすることができないものとする。

(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当に相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

4 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、第2項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 次の各号に掲げる事由が発生した場合には、職員は、当該事由発生日から15日以内に所定の様式により届け出なければならない。ただし、一般職(一)9級以上相当職員にあつては、第2項の表の第1号及び第3号から第6号までの扶養親族に係る者を除く。

(1) 新たに職員となった者に扶養親族がある場合

(2) 新たに扶養親族の要件を具備するに至った者がある場合

(3) 扶養親族の要件を欠くに至った者がある場合(第2項の表の第2号、第3号又は第5号の扶養親族が、満22歳に達した日以後最初の3月31日の経過により、当該要件を欠くこととなった場合を除く。)

6 扶養手当の支給は、次の各号に掲げる場合に依り、各号に定める月から開始する。

(1) 前項第1号又は第2号の場合 採用された日又は扶養の事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)

(2) 前号の場合で、届出がそれぞれ事実が生じた日から15日を経過した後にされたとき 届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)

7 扶養手当を受けている職員が退職し、若しくは解雇された場合又はすべての扶養親族が扶養親族の要件を欠くに至った場合には、扶養手当の支給は、それらの事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終了する。

8 扶養手当を受けている職員に次の各号に掲げる事実が生じた場合には、当該各号に定める月からその支給額を改定する。

(1) 更に扶養親族を有するに至った場合又は扶養親族のうち一部が扶養親族の要件を欠くに至った場合 当該事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であると

きは、その日の属する月)

- (2) 扶養親族である子が、特定期間にある子となった場合 満15歳に達する日後の最初の4月

(住居手当)

第18条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、住居手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める手当額(第1号に該当する職員のうち、第2号にも該当するものについては、第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額)とする。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

職員の区分	手当額
第1号 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第2号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(本学、他の国立大学法人、独立行政法人、地方公共団体等により宿舍を貸与されている職員を除く。以下この条において同じ。)	次の各号の区分に応じて、それぞれ掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額 ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額
第2号 第20条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認めるもの	第1号の例により算出した額の2分の1の額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

- 2 新たに住居手当の要件を具備するに至った職員は、当該事実発生日から15日以内に所定の様式により届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても同様とする。
- 3 住居手当の支給は、職員が新たに住居手当の要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始する。ただし、前項の規定による届出が、事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始する。
- 4 職員が住居手当の要件を欠くに至った場合には、住居手当の支給は、当該事実が発生した日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終了する。
- 5 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、当該事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)からその支給額を改定する。ただし、増額改定となる場合で、届出が、事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始する。

(通勤手当)

第19条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。ただし、交通機関、有料の道路(以下「交通機関等」という。)又は自動車等の交通用具(以下「自動車等」という。)

を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者には支給しない。

- (1) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員（第3号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として本学が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては1月。以下「支給単位期間」という。）につき、本学が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次の各号に掲げる自動車等の片道の使用距離に応じて、それぞれ掲げる額（第20条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員にあっては、当該額に100分の50を乗じて得た額）

イ	5 km未満	2,000円
ロ	5 km以上10 km未満	4,200円
ハ	10 km以上15 km未満	7,100円
ニ	15 km以上20 km未満	10,000円
ホ	20 km以上25 km未満	12,900円
ヘ	25 km以上30 km未満	15,800円
ト	30 km以上35 km未満	18,700円
チ	35 km以上40 km未満	21,600円
リ	40 km以上45 km未満	24,400円
ヌ	45 km以上50 km未満	26,200円
ル	50 km以上55 km未満	28,000円
ヲ	55 km以上60 km未満	29,800円
ワ	60 km以上	31,600円

- (3) 前項第3号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ掲げる額
- イ 自動車等の片道の使用距離が2 km以上である職員 第1号及び前号に掲げる額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
 - ロ 自動車等の片道の使用距離が2 km未満である職員のうち、1月当たりの運賃等相当額が前号に定める額以上である職員 第1号に定める額
 - ハ 自動車等の片道の使用距離が2 km未満である職員のうち、1月当たりの運賃等相当額が前号に定める額未満である職員 前号に定める額

3 異動等に伴い、地域を異にして勤務することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動等の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その

他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が通勤事情の改善に相当程度資すると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするもの及びこれらのものとの権衡上必要があると認められるものの通勤手当の月額、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、本学が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 新たに通勤手当の要件を具備するに至った職員は、当該事由発生日から15日以内に所定の様式により届け出なければならない。通勤手当を受けている職員が、部局等を異にして異動した場合、住居、通勤経路若しくは通勤方法の変更をした場合又は負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。
 - 5 通勤手当の支給は、職員が新たに通勤手当の要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。ただし、前項の規定による届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。
 - 6 通勤手当を支給されている職員が退職し若しくは解雇された場合、又は通勤手当の要件を欠くに至った場合には、通勤手当の支給は、当該事実が発生した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。
 - 7 通勤手当を支給されている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。ただし、増額改定となる場合で、届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。
 - 8 第2条の規定にかかわらず、通勤手当は、原則として、支給単位期間に係る最初の月の同条に定める給与の支給日に支給する。
 - 9 通勤手当を支給される職員について、退職、支給要件の喪失、通勤経路等の変更その他本学が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して定める額を返納させるものとする。

（単身赴任手当）

- 第20条 異動等に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に勤務する施設に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員及びこれらの職員との権衡上必要があると認められる職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員の配偶者が単身赴任手当又はこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。
 - 3 単身赴任手当の月額、30,000円とする。ただし、職員の住居と配偶者の住居

との間の交通距離が100km以上である職員にあっては、その額に、次の表に掲げる交通距離の区分に応じて定める額を加算した額とする。

交通距離		加算額
100km以上	300km未満	8,000円
300km以上	500km未満	16,000円
500km以上	700km未満	24,000円
700km以上	900km未満	32,000円
900km以上	1,100km未満	40,000円
1,100km以上	1,300km未満	46,000円
1,300km以上	1,500km未満	52,000円
1,500km以上	2,000km未満	58,000円
2,000km以上	2,500km未満	64,000円
2,500km以上		70,000円

- 4 新たに単身赴任手当の要件を具備するに至った職員は、当該事実発生日から15日以内に所定の様式により届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても同様とする。
- 5 単身赴任手当の支給は、職員が新たに単身赴任手当の要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。ただし、前項の規定による届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。
- 6 職員が単身赴任手当の要件を欠くに至った場合には、単身赴任手当の支給は、当該事実が発生した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。
- 7 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。ただし、増額改定となる場合で、届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。

（在宅勤務等手当）

第20条の2 国立大学法人九州大学テレワーク規定（令和5年九州大学就規第4号）第10条に規定するテレワーク又は第14条に規定する在宅勤務を許可された職員のうち、住居その他これに準ずるものとして本学が認める場合において、1日の勤務時間の全部を勤務することを、3月を超える期間について1月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

- 2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

（特殊勤務手当）

第21条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の特殊な勤務に従事した職員には、その勤務の実績及び特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、勤務の内容、手当額等については、別表第2に定める。

（入試手当）

第21条の2 入試手当は、職員が、別表第3の入試区分に掲げる試験において、職員区分に応じて同表に定める業務に従事した場合に支給する。ただし、第14条の規定により管理職手当の適用を受ける職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員には、同表の備考3において支給対象として定める業務に従事した場合を除き、支給しない。

- 2 前項の入試手当の額は、別表第3に掲げる入試区分、職員区分及び業務区分に応じて同表の手当額に掲げる額とする。
- 3 入試手当は、別表第3に定める業務について、第25条第2項に規定する時間外勤務手当又は第26条に規定する休日勤務手当が支給される場合には支給しない。

(学位論文調査手当)

第21条の3 学位論文調査手当は、九州大学学位規則第17条第2項に規定する調査委員となった職員が、同項に規定する論文の調査及び学力の確認(以下「調査等」という。)を行った場合に支給する。

2 前項の学位論文調査手当の額は、調査等を行った論文に係る調査委員数並びに主査及び主査以外の区分に応じて、論文1件につき、次の表に定める額とする。

調査委員数	手 当 額	
	主 査	主査以外
3人	20,000円	6,500円
4人	20,000円	4,000円
5人	20,000円	3,000円
6人	20,000円	2,500円
7人	20,000円	2,000円
8人	20,000円	1,800円
9人	20,000円	1,600円
10人	20,000円	1,400円

(別府病院支援配置手当)

第21条の4 九州大学病院(九州大学病院別府病院(以下「別府病院」という。))を除く。以下この条において同じ。)から別府病院へ異動した職員(当該異動の日の前日において、九州大学病院に引き続き6月以上在職していた者で、教育職基本給表、医療職基本給表(一)又は医療職基本給表(二)のいずれかの適用を受けていたものに限る。)には、別府病院支援配置手当を支給する。

2 別府病院支援配置手当の月額は、15,000円とする。

3 別府病院支援配置手当は、別府病院へ異動した日から3年を経過する日までの期間支給する。ただし、業務上の必要により3年を超えて別府病院に勤務する場合は、当該異動の日から5年を経過する日までの期間を限度に支給できるものとする。

(特地勤務手当)

第22条 生活の著しく不便な地に所在する施設として次に掲げる施設(以下「特地施設」という。)に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

- (1) 農学部附属演習林宮崎演習林
- (2) 農学部附属農場高原農業実験実習場
- (3) 九重研修所

2 特地勤務手当の月額は、特地勤務手当基礎額に、特地施設の級別区分に応じ、次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。

特 地 施 設	級別区分	支給割合
前項第1号の施設	1級地	100分の12
前項第2号及び第3号の施設	2級地	100分の4

3 前項の特地勤務手当基礎額は、職員が特地施設に勤務することとなった日に受けていた基本給及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額と、現に受ける基本給及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額を合算した額とする。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第23条 職員が異動等に伴って住居を移転した場合に、当該異動等の直後に勤務する施設が特地施設に該当するときは、当該職員には、当該異動等の日から3年以内の期間、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

2 前項の手当の月額は、同項に規定する異動等の日に受けていた基本給及び扶養手当の月額合計額に、次の表に掲げる異動等の後の特地施設の級別区分に応じて、次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。

級別区分	支給割合
1級地	100分の6

2級地	100分の5
-----	--------

3 第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、前2項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(遠隔地手当)

第23条の2 11月1日(以下この条において「基準日」という。)において、農学部附属演習林北海道演習林に勤務する職員には、遠隔地手当を支給する。基準日の翌日から基準日の属する年の翌年の3月1日までの間(以下「支給対象期間」という。)に採用、異動等の事由により勤務することとなった職員に対しても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には遠隔地手当は支給しない。ただし、第2号のいずれかに該当する者が、支給対象期間において、同号のいずれにも該当しないこととなった場合は、この限りでない。

(1) 基準日から翌年3月1日までの期間の全日数にわたって北海道以外の地にある職員(扶養親族のある職員で、当該扶養親族が当該期間内に北海道に居住するものを除く。)

(2) 基準日において、次のいずれかに該当する者

イ 就業通則第12条第1項第2号により休職となった職員(以下「刑事休職者」という。)

ロ 就業通則第12条第1項により休職となった職員のうち、給与の支給を受けていない職員(第12条第1項第2号に該当する者を除く。以下「無給休職者」という。)

ハ 就業通則第39条第1項により育児休業をしている職員(以下「育児休業者」という。)

ニ 就業通則第40条の2第1項により自己啓発等休業をしている職員(以下「自己啓発等休業者」という。)

ホ 就業通則第40条の3第1項により配偶者同行休業をしている職員(以下「配偶者同行休業者」という。)

ヘ 就業通則第44条第2項第3号により出勤停止となった職員(以下「出勤停止者」という。)

3 遠隔地手当の額は、基準日(第1項後段に規定する職員にあつては、当該職員が農学部附属演習林北海道演習林に勤務することとなった日とし、第2項ただし書により支給を受けることとなった職員にあつては、同項第2号のいずれにも該当しないこととなった日とする。)における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族(第17条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)のある職員(北海道に居住する扶養親族のないもののうち、第20条第1項の規定により単身赴任手当を支給されるもの(本学が定めるものに限る。)及びこれに相当すると認められるものを除く。)	扶養親族のない職員	
75,000円	55,000円	30,000円

(在勤手当)

第23条の3 在勤手当は、九州大学海外オフィス規程(平成16年度九大規程第137号)に規定する海外オフィスにおける勤務を命ぜられた職員(1年を超える期間の勤務に限る。以下「海外オフィス勤務者」という。)に支給する。

2 在勤手当の月額、勤務を命ぜられた海外オフィス並びに海外オフィス勤務者の基本

給表及び職務の級に応じて、別表第4に掲げる額とする。

3 在勤手当を支給する場合においては、その期間、当該海外オフィス勤務者に対し、第16条から第16条の3まで及び第18条から第20条までに規定する手当は、支給しない。

(寒冷地手当)

第24条 毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において、農学部附属演習林北海道演習林に勤務する職員には、寒冷地手当を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には寒冷地手当は支給しない。

- (1) 日本国外にある職員(次項の表における「扶養親族のある職員」に該当する職員を除く。)
- (2) 刑事休職者
- (3) 無給休職者
- (4) 育児休業者
- (5) 自己啓発等休業者
- (6) 配偶者同行休業者
- (7) 出勤停止者

3 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員(寒冷地に居住する扶養親族のないもののうち、第20条第1項の規定により単身赴任手当を支給されるもの(本学が定めるものに限る。)及びこれに相当すると認められるものを除く。)	その他の世帯主である職員	
26,380円	14,580円	10,340円

(時間外勤務手当・休日勤務手当)

第25条 過半数代表者との書面による協定に基づく時間外勤務を行った職員には、当該勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の125(当該勤務が午後10時から午前5時までの間(以下「深夜」という。)に行われた場合は、100分の150)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日(次条の規定により休日勤務手当が支給される日を除く。)に勤務した職員には、当該勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の135(当該勤務が深夜に行われた場合は、100分の160)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 就業通則第31条第5項に規定する休日
- (2) 勤務時間、休暇等規程第12条の規定により休日となった日

第26条 過半数代表者との書面による協定に基づく休日勤務を行った職員には、当該休日に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の135(当該勤務が深夜に行われた場合は、100分の160)を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

第26条の2 前2条の規定にかかわらず、時間外勤務を行った時間と休日勤務を行った時間とを合算した時間が1月につき60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の150(当該勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当又は休日勤務手当として支給する。

(夜勤手当)

第27条 所定の勤務時間が深夜に割り振られた職員には、その間に勤務した全時間（前条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(宿日直手当)

第28条 職員が、勤務時間、休暇等規程第14条の規定により宿日直を行った場合には、宿日直手当を支給する。

2 前項の宿日直手当の額は、その宿日直1回につき、国立大学法人九州大学職員宿日直勤務細則（平成16年度九大就規第32号）第2条各号に定める宿日直の区分に応じて次の表に定める額とする。

宿日直の区分	手当額
第1号の宿日直	6,300円
第2号の宿日直	21,000円

3 宿日直は、第25条から第27条までの勤務には含まれない。

(管理職員特別勤務手当)

第29条 第14条の規定により管理職手当の支給を受ける職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業通則第31条第5項に規定する休日に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により就業通則第31条第5項に規定する休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 勤務1回につき、管理職手当の区分等に応じて次に定める額

区 分		支給額 (実働時間が6時間を超える勤務)
管理職手当 適用職員	1種	12,000円 (18,000円)
	2種	10,000円 (15,000円)
	3種	8,500円 (12,750円)
	4種	7,000円 (10,500円)
	5種	6,000円 (9,000円)
指定職基本給表適用職員		18,000円 (27,000円)

(2) 前項に規定する場合 勤務1回につき、管理職手当の区分等に応じて次に定める額

区 分	支給額
1種	6,000円
2種	5,000円
3種	4,300円
4種	3,500円
5種	3,000円

(研究代表者等特別手当)

第29条の2 研究代表者等特別手当は、競争的研究費の直接経費から研究代表者等の人件費を支出することにより確保した財源を研究力向上に活用する制度（以下「P I 人件費制度」という。）の適用を申請し、総長の承認を受けたもののうち、承認を受けた日の属する年度の翌年度の6月1日（以下この条において「特別手当基準日」という。）に在職する職員（P I 人件費制度の適用を承認された職員が特別手当基準日前日までに退職した場合を含む。）に対し、支給する。

2 研究代表者等特別手当の額は、別に定めるところにより当該手当として総長の承認を受けた額とする。

第4章 賞与

（期末手当）

第30条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及び基準日前1月以内に退職し、又は就業通則第17条第1項に該当して解雇された職員（以下「退職者等」という。）に対して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員には、期末手当を支給しない。

(1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 刑事休職者

ロ 無給休職者

ハ 育児休業者のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間等がない職員

ニ 自己啓発等休業者のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間等がない者

ホ 配偶者同行休業者のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間等がない職員

ヘ 出勤停止者

(2) 退職者等のうち、次に掲げる職員

イ 退職等の日において前号のいずれかに該当する職員であったもの

ロ 退職し、又は解雇された後、基準日までの間に給与法適用職員等となったもの（本学の在職期間を当該機関の職員としての在職期間に通算することとしている機関の職員となったものに限る。）

3 期末手当の額は、基準日現在（退職者等にあつては退職等の日現在。以下同じ。）において職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当等の月額の合計額（以下「期末手当基礎額」という。）に、100分の122.5（管理職手当が支給される職員のうち、本学が指定するもの（以下「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の102.5、指定職基本給表の適用を受ける職員にあつては、100分の65）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の80
3月以上5月未満	100分の60
3月未満	100分の30

4 職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して本学が定める職員にあつては、前項の規定にかかわらず、基本給及びこれに対する地域手当等の月額の合計額に、職員の職務等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）を前項に規定する期末手当基礎額に加算した額を、同項の期末手当基礎額とする。

5 本学が定める管理又は監督の職にある職員にあつては、第3項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定による額に、基本給月額に、職員の職等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額を、第3項の期末手

当基礎額とする。

- 6 第1項の規定にかかわらず、期末手当を支給することが不相当と認められる事由のある職員については、これを支給しないこと又は一時差し止めることができるものとする。
- 7 全学管理教員及び特定有期病院医療職員については、第2項第2号口は適用しないものとする。

(勤勉手当)

第31条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員及び退職者等に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、勤勉手当は支給しない。

(1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 就業通則第12条第1項の規定に該当して休職となった職員(同項第1号に該当して休職となった職員のうち、給与の全額を支給されている者を除く。)

ロ 育児休業者のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がない職員

ハ 自己啓発等休業者のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がない職員

ニ 配偶者同行休業者のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がない職員

ホ 出勤停止者

(2) 退職者等のうち、次に掲げる職員

イ 退職等の日において前号のいずれかに該当する職員であったもの

ロ 前条第2項第2号ロに掲げる者(勤勉手当に相当する手当の支給がない場合はこの限りでない。)

- 3 勤勉手当の額は、基準日現在において職員が受けるべき基本給及びこれに対する地域手当等の月額合計額(以下「勤勉手当基礎額」という。)に、職員の勤務成績に応じて本学が定める割合に、基準日以前6月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

勤務期間	割合
6月	100分の100
5月15日以上6月未満	100分の95
5月以上5月15日未満	100分の90
4月15日以上5月未満	100分の80
4月以上4月15日未満	100分の70
3月15日以上4月未満	100分の60
3月以上3月15日未満	100分の50
2月15日以上3月未満	100分の40
2月以上2月15日未満	100分の30
1月15日以上2月未満	100分の20
1月以上1月15日未満	100分の15
15日以上1月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

- 4 前条第4項及び第5項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。

- 5 前条第6項及び第7項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

第5章 雑則

(個別契約)

第32条 病院長その他この規程により難しい者については、個別の契約により定める。

(期間を定めて雇用される者の取扱い)

第33条 九州大学就業通則(平成16年度九大就規第1号)第2条第2項の規定により

期間を定めて雇用される者の取扱いで、この規程の規定を適用しない事項については別表第5のとおりとする。

(雑則)

第34条 この規程に定めるもののほか、給与の支給に関し必要な事項は、総長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により本学の職員となった者に係るこの規程施行後の給与に関する決定その他の手続は、この規程の規定に基づいてなされたものとみなす。
- 3 前項の場合において、基本給表の名称については、次の表のとおり読み替えるものとし、基本給表における職務の級及び号については、別に通知をしない限り、施行日の前日に受けていた職務の級及び号俸等に対応する基本給月額に決定されたものとする。

施行日の前日における俸給表	施行日において決定されたとみなす基本給表
行政職俸給表（一）	一般職基本給表（一）
行政職俸給表（二）	一般職基本給表（二）
教育職俸給表（一）	教育職基本給表
医療職俸給表（二）	医療職基本給表（一）
医療職俸給表（三）	医療職基本給表（二）
指定職俸給表	指定職基本給表

- 4 第2条の規定にかかわらず、次項第2号に定める特殊勤務手当の計算期間及び支給日は、次に掲げるとおりとする。

給与の種類	給与の計算期間	給与の支給日
特殊勤務手当（後期専門研修医指導手当及び周産期医療従事者指導手当に限る。）	一事業年度の初日から末日まで	3月21日 ただし、その日が就業通則第31条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日

- 5 第21条に規定する特殊勤務手当として、別表第2に定めるもののほか、次の各号に掲げる期間ごとに当該各号に定める手当を支給する。ただし、平成21年度における第2号に定める手当の額については、「50,000円」とあるのは「25,000円」と、「30,000円」とあるのは「15,000円」とする。

(1) 平成21年12月1日から平成23年3月31日までの間

手当の種類	勤務の内容	手当額	支給単位	
救急診療手当	九州大学病院の教員（有期教員、特定有期教員を含む。）が、休日及び夜間において救急医療のうち三次救急患者の診療業務に従事したとき。	休日（8時00分から18時00分まで）	13,570円	1回
		夜間（18時00分から8時00分まで）	18,659円	
分娩従事手当	九州大学病院の教員（有期教員、特定有期教員を含む。）及び助産師が、分娩に係る業務に従事したとき。	医師（当該分娩に従事する者2名まで）	3,000円	1分娩
		助産師（当該分娩に従事する者2名まで）	2,000円	

(2) 平成21年12月1日から平成25年3月31日までの間

手当の種類	勤務の内容	手当額	支給単位
後期専門 研修医指 導手当	九州大学病院の教員（有期教員、特定有期教員を含む。）が、後期専門研修プログラムに基づき、後期研修医の指導に係る業務に従事したとき。	50,000円	1事業 年度

(3) 平成21年12月1日から平成26年3月31日までの間

手当の種類	勤務の内容	手当額	支給単位
周産期医療 従事者指 導手当	九州大学病院の教員（有期教員、特定有期教員を含む。）、助産師及び看護師が、周産期医療に従事する医師、助産師及び看護師の指導に係る業務に従事したとき。	医師 50,000円 助産師、看護師 30,000円	1事業年 度

6 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる級以上である者でその号が当該級における最低の号でないものに限る。以下「特定職員」という。）に対する次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 基本給月額 当該特定職員の基本給月額（当該特定職員が附則（平成17年度九大就規第17号）第3条第1項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の適用がなかったものとした場合の基本給月額とする。また、当該特定職員が第13条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額に減ぜられた基本給月額とする。以下この項において同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の基本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が当該特定職員の属する職務の級における最低の号の基本給月額（当該特定職員が同条の規定を受ける者である場合にあっては、当該最低の号の基本給月額からその半額を減じた額。以下この項において同じ。）に達しない場合（以下「最低号に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の基本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号の基本給月額を減じた額（以下「基本給月額減額基礎額」という。））
- (2) 地域手当 当該特定職員の基本給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあっては、基本給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 地域調整手当 当該特定職員の基本給月額に対する地域調整手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあっては、基本給月額減額基礎額に対する地域調整手当の月額）
- (4) 広域異動手当 当該特定職員の基本給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあっては、基本給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）
- (5) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当、地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額（第30条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する職員の職務等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額（同条第5項に規定する管理又は監督の職にある職員（以下「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、基本給月額に職員の職等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第3項の表に定める割合以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給

される期末手当に係る同項の表に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあつては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当、地域調整手当及び広域異動手当の月額合計額（同条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する職員の職務等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、基本給月額減額基礎額に職員の職等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第3項の表に定める割合以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項の表に定める割合を乗じて得た額）

- (6) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当、地域調整手当及び広域異動手当の月額合計額（第31条第4項で準用する第30条第4項及び第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する職員の職務等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、基本給月額に職員の職等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第31条第3項に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当、地域調整手当及び広域異動手当の月額合計額（同条第4項において準用する第30条第4項及び第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する職員の職務等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額を加算した額（管理監督職員にあつては、その額に、基本給月額減額基礎額に同項に規定する職員の職等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第31条第3項に規定する割合を乗じて得た額）

基本給表	職務の級
一般職基本給表（一）	6級
特定業務専門職基本給表	4級
教育職基本給表	5級
医療職基本給表（一）	6級
医療職基本給表（二）	6級

- 7 前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下「減額支給対象職員」という。）の管理職手当に係る第14条第2項の規定の適用については、同条第2項中「別表第1-12に掲げる額」とあるのは「別表第1-12に掲げる額に100分の98.5を乗じて得た額」と読み替える。
- 8 減額支給対象職員の特地勤務手当又は特地勤務手当に準ずる手当は、第22条第2項及び第3項又は第23条第2項及び第3項の規定にかかわらず、第6項第1号の規定により算出される額を考慮して、関係人事院規則に準じて算出される額をそれぞれ当該手当として支給する。
- 9 減額支給対象職員の第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同条第1項の規定にかかわらず、基本給から附則第6項第1号の規定により算出される額に相当する額を差し引いた額並びに基本給に対する地域手当から同項第2号の規定により算出される額に相当する額を差し引いた額又は基本給に対する地域調整手当から同項第3号の規定により算出される額に相当する額を差し引いた額及び基本給に対する広域異動手当から同項第4号の規定により算出される額に相当する額を差し引いた額並びに管理職手当、初任給調整手当、特地勤務手当（算出の基礎から扶養手当を除く。）及び特地勤務手当に準じる手当（算出の基礎から扶養手当を除く。）の月額合計額を1月の所定労働時間数で除して得た額とする。

10 この規程を実施するにあたって必要な技術的事項については、当分の間、関係人事院規則の例によるものとする。

附 則（平成16年度九大就規第46号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大就規第6号）

1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

2 改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程第24条第3項の規定にかかわらず、平成17年11月1日から平成19年3月31日の間において、同条第1項の基準日において次に掲げる世帯等の区分に該当する職員に支給する寒冷地手当の額は、次の表の左欄に掲げる月の区分に応じて同表の右欄に掲げる額とする。

(1) 世帯主である職員のうち、扶養親族のある職員

平成17年11月から平成18年3月まで	30,600円
平成18年11月から平成19年3月まで	26,600円

(2) 世帯主である職員のうち、その他の世帯主である職員

平成17年11月から平成18年3月まで	15,440円
---------------------	---------

3 改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程に定めるもののほか寒冷地手当の支給に当たって必要な事項については、当分の間、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年6月8日法律第200号）その他関係法令等に規定する国家公務員の寒冷地手当の支給の例によるものとする。

附 則（平成17年度九大就規第8号）

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大就規第17号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（職員の級及び号の切替え）

第2条 平成18年3月31日（以下「施行日前日」という。）から引き続き在職する職員の級及び号については、本学が定めるところにより、この規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「新規程」という。）に基づく級及び号に決定する。

（基本給についての経過措置）

第3条 施行日前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が、同日に受けていた基本給月額（平成21年12月1日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。以下「施行日前日の基本給月額」という。）に達しないこととなる職員（次項及び第3項に該当する者を除く。）には、平成26年3月31日までの間、施行日前日の基本給月額を、この規程による基本給月額として支給する。

(1) 適用される基本給、職務の級及び号が、それぞれ次の表の基本給表欄、職務の級欄及び号欄に掲げるもの以外の職員（次号に掲げる職員を除く。）100分の99.1

基本給表	職務の級	号
一般職基本給表（一）	1級	1号から56号まで
	2級	1号から24号まで
	3級	1号から8号まで
一般職基本給表（二）	1級	1号から68号まで
	2級	1号から32号まで
特定業務専門職	1級	1号から40号まで
	2級	1号から8号まで
教育職	1級	1号から44号まで
	2級	1号から32号まで

	3級	1号から12号まで
医療職（一）	1級	1号から52号まで
	2級	1号から32号まで
	3級	1号から16号まで
	4級	1号から4号まで
医療職（二）	1級	1号から56号まで
	2級	1号から40号まで
	3級	1号から16号まで
	4級	1号から4号まで

(2) 指定職基本給表の適用を受ける職員 100分の98.94

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

2 施行日前日から引き続き在職する職員（前項に規定する職員を除く。）のうち、施行日以降に次に掲げる各号のいずれかの事由に該当することとなった職員で、当該事由該当後にその者の受ける基本給月額が、施行日前日に当該事由が生じたものとみなした場合にこの規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程によりその者が同日に受けることとなる基本給月額（平成21年12月1日において、前条各号に掲げる職員である者にあつては、当該基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。以下「事由発生後の施行日前日の基本給月額相当額」という。）に達しないこととなる職員には、平成26年3月31日までの間、事由発生後の施行日前日の基本給月額相当額を新規規程による基本給月額として支給する。

(1) 基本給表の適用を異にする異動又は初任給の基準を異にする職種への異動をした場合（指定職基本給表の適用を受けることとなった場合を除く。）

(2) 施行日前日において属していた職務の級より下位の級に変更された場合

(3) 施行日前における就業通則第12条の規定による休職、就業通則第39条の規定による育児休業、就業通則第40条の規定による介護休業及び勤務時間、休暇等規程第18条に規定する病気休暇の期間を含む期間について、復職後に号の調整をされた場合

3 施行日以降に新たに職員となった者で、前2項の規定を適用される職員との権衡上必要があると認められる職員の基本給月額については、前2項に準じるものとする。

4 附則第6項の適用を受ける職員については、第1項中「、施行日前日の基本給月額」とあるのは、「、附則第6項の規定により減ぜられた基本給月額に、施行日前日の基本給月額からその者の受ける基本給月額を減じた額に100分の98.5を乗じて得た額を加算した額」と読み替えて適用したものとしたときに得られる額を支給する。

（基本給調整額についての経過措置）

第4条 新規規程第12条の規定により基本給調整額が支給される職を占める職員（以下「基本給調整額適用職員」という。）で、施行日前日から引き続き基本給調整額適用職員である者（次項及び第3項に該当する者を除く。）のうち、調整基本額が、施行日前日の調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる者には、同条による基本給調整額のほか、その差額に相当する額に、次に掲げる期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額に調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは切り捨て

た額）を、基本給調整額として支給する。

期 間	割 合
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	100分の100
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の75
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	100分の50
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	100分の25

2 施行日以後に新たに基本給調整額適用職員となった職員又は施行日以後に新たに附則第3条第2項各号に掲げる事由に該当することとなった職員のうち、前項に準ずるものとして本学が認める者には、前項に準じて基本給調整額を支給する。

3 施行日以降に新たに職員となった者で、前2項の規定を適用される職員との権衡上必要があると認められる職員には、前2項に準じて基本給調整額を支給する。

(地域手当の支給割合が改定された場合の異動保障の対象となる割合)

第5条 附則第3条に該当する職員のうち、異動等の前日から6月をさかのぼった日の前日から当該異動等の日の前日までの間(以下「対象期間」という。)に当該異動前に在勤していた地域に係る新規程第16条第1項各号に定める割合が改定された場合の同条第3項第1号の割合については、対象期間における地域手当の支給割合のうち最も低い割合によるものとする。

附 則 (平成18年度九大就規第23号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(管理職手当に係る経過措置)

第2条 第14条の規定により管理職手当を支給される職を占める職員(以下「管理職手当適用職員」という。)で、平成19年3月31日(以下「施行日前日」という。)から引き続き管理職手当適用職員である者のうち、この規程による改正後の管理職手当が次項の経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に次に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

期 間	割 合
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の100
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	100分の75
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	100分の50
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	100分の25

2 経過措置基準額は、次の各号に定める額とする。

(1) 施行日前日に適用されていた基本給表と同一の基本給表の適用を受ける職員については、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ定める額

ア 施行日前日に属していた職務の級と同一又は上位の級に属する職員のうち、同一区分職員(施行日における管理職手当の区分が、施行日前日と同一のものをいう。以下同じ。) 施行日前日にその者が受けていた管理職手当に100分の99.59を乗じた額(国立大学法人九州大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成17年度九大就規第17号)附則第3条第1項第3号に規定する職員(以下「3号職員」という。))については、100分の99.83)

イ 施行日前日に属していた職務の級と同一又は上位の級に属する職員のうち、下位区分職員(施行日における管理職手当の区分が、施行日前日より下位の区分であるものをいう。以下同じ。) 施行日における管理職手当の区分を施行日前日に適用した場合の同日における管理職手当に100分の99.59を乗じた額(3号職員については、100分の99.83)

ウ 施行日前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、同一区分職員 施行日前日にその者が当該下位の職務の級に降格した場合に受けることとなる管理職手当に100分の99.59を乗じた額(3号職員については、100分の99.83)

エ 施行日前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分職員 施行日前日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、施行日における管理職手当の区分を施行日前日に適用した場合の同日における管理職手当に100分の99.59を乗じた額(3号職員については、100分の99.83)

(2) 施行日以後に基本給表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに本学職員となったものを除く。）については、施行日前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当に100分の99.59を乗じた額（3号職員については、100分の99.83）

(3) 施行日以後に給与法適用職員等から引き続き本学職員となったもののうち、採用の事情等を考慮し、前各号に掲げる職員に準ずるものとして本学が認める職員については、前各号に準じて本学が定める額

（地域手当及び広域異動手当に関する経過措置）

第3条 第16条第3項及び第16条の3の規定は、平成16年4月2日から施行日前日までの間に職員がその在勤する地域を異にして異動等をした場合についても適用する。この場合において、第16条第3項及び第16条の3第1項中「異動等の日から3年間」とあるのは「平成19年4月1日から異動等の日以後3年を経過する日までの間」とする。

（地域手当の支給割合が改定された場合の異動保障の対象となる割合）

第4条 第16条第3項又は第4項に該当する職員のうち、異動等又は採用の日の前日から6月をさかのぼった日の前日から当該異動又は採用の日の前日までの間（以下「対象期間」という。）に当該異動等又は採用の直前に在勤していた地域に係る地域手当又はこれに相当する手当の支給割合が改定された場合の同条第3項又は同条第4項第1号の割合については、第16条第3項又は第4項第1号の規定にかかわらず、対象期間における地域手当又はこれに相当する手当の支給割合のうち最も低い割合によるものとする。

（助教及び准助教の在職期間の通算）

第5条 別表第1-1-1基本給調整額適用区分表全学の項の(4)の助教及び同項の(5)の准助教としての在職期間には、施行日前日までの助手としての在職期間を含むものとする。

附 則（平成19年度九大就規第1号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成20年1月1日から施行する。

（一時金の支給）

第2条 この規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続きこの規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の適用を受けるものについては、平成19年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用し、かつ、旧規程第31条第3項に規定する同年12月期における勤奨手当に係る職員の勤務成績に応じて本学が定める割合を改定したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

附 則（平成19年度九大就規第7号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大就規第4号）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大就規第13号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

（特定プロジェクト教員の適用除外規定）

第2条 平成21年3月31日から引き続き在職し、この規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程（平成16年度九大就規第14号。以下「給与規程」という。）第9条第1項第3号に規定する教育職基本給表の適用を受ける特定プロジェクト教員については、この規程による改正後の給与規程第9条第1項第6号及び第33条の規定は適用しない。

附 則（平成 21 年度九大就規第 4 号）

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年度九大就規第 8 号）

この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年度九大就規第 22 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年度九大就規第 7 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

（寄附講座教員及び寄附研究部門教員の適用除外規定）

第 2 条 平成 22 年 10 月 1 日から引き続き在職し、この規程による改正前の九州大学寄附講座及び寄附研究部門規則（平成 16 年度九大規則第 85 号。）第 11 条第 3 項に規定する寄附講座教員及び寄附研究部門教員については、この規程による改正後の給与規程第 9 条第 1 項第 6 号及び第 33 条の規定は適用しない。

附 則（平成 22 年度九大就規第 17 号）

この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年度九大就規第 29 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 23 年 4 月 1 日における号の調整）

第 2 条 平成 23 年 4 月 1 日において 43 歳に満たない職員（第 9 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに規定する基本給表の適用を受ける職員）のうち、平成 22 年 1 月 1 日において第 11 条第 5 項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成 23 年 4 月 1 日における号は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号の 1 号上位の号とする。

附 則（平成 23 年度九大就規第 2 号）

この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年度九大就規第 15 号）

この規程は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年度九大就規第 21 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 24 年 4 月 1 日における号の調整）

第 2 条 平成 24 年 4 月 1 日において、36 歳に満たない職員（第 9 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに規定する基本給表の適用を受ける職員）のうち、当該職員の平成 19 年 1 月 1 日、平成 20 年 1 月 1 日及び平成 21 年 1 月 1 日の第 11 条第 5 項の規定による昇給その他の号の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要がある職員の平成 24 年 4 月 1 日における号は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号の 1 号（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要がある職員にあっては、2 号）上位の号とする。

附 則（平成 24 年度九大就規第 9 号）

この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年度九大就規第 29 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 25 年 4 月 1 日における号の調整）

第 2 条 平成 25 年 4 月 1 日において、31 歳以上 39 歳未満の職員（第 9 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに規定する基本給表の適用を受ける職員）のうち、当該職員の平成 19 年 1 月 1 日、平成 20 年 1 月 1 日及び平成 21 年 1 月 1 日の第 11 条第 5 項の規定に

よる昇給その他の号の決定の状況を考慮して調整の必要がある職員の平成25年4月1日における号は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号の1号上位の号とする。

附 則（平成25年度九大就規第13号）
（施行期日）

第1条 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
（平成26年4月1日における号の調整）

第2条 平成26年4月1日において、45歳未満の職員（第9条第1項第1号から第4号までに規定する基本給表の適用を受ける職員）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第11条第5項の規定による昇給その他の号の決定の状況を考慮して調整の必要がある職員の平成26年4月1日における号は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号の1号上位の号とする。

附 則（平成26年度九大就規第2号）
（施行期日等）

第1条 この規程は、平成26年12月1日から施行する。

2 この規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「新規程」という。）

第21条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（一時金の支給）

第2条 この規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成26年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

附 則（平成26年度九大就規第7号）
（施行期日）

第1条 この規程は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行日前の異動者の号の調整）

第2条 施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号については、その者が施行日において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（基本給月額についての経過措置）

第3条 平成27年3月31日（以下「施行日前日」という。）から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、施行日以降にその者の受ける基本給月額が施行日前日において受けていた基本給月額に達しないこととなる職員（次項及び第3項に該当する者を除く。）には、平成30年3月31日までの間、施行日前日の基本給月額を、この規程による基本給月額として支給する。

2 施行日前日から引き続き在職する職員（前項に規定する職員を除く。）のうち、施行日以降に次に掲げる各号のいずれかの事由に該当することとなった職員で、当該事由該当後にその者の受ける基本給月額が、施行日前日に当該事由が生じたものと見なした場合にこの規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程によりその者が同日に受けることとなる基本給月額（以下「事由発生後の施行日前日の基本給月額相当額」という。）に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、事由発生後の施行日前日の基本給月額相当額を改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「新規程」という。）による基本給月額として支給する。

(1) 基本給表の適用を異にする異動又は初任給の基準を異にする職種への異動をした場合（指定職基本給表の適用を受けることとなった場合を除く。）

(2) 施行日前日において属していた職務の級より下位の級に変更された場合

(3) 施行日前における就業通則第12条の規定による休職、就業通則第39条の規定による育児休業、就業通則第40条の規定による介護休業、就業通則第40条の2の規定による自己啓発等休業及び勤務時間、休暇等規程第18条に規定する病気休暇の期間を含む期間について、復職後に号の調整をされた場合

3 施行日以降に新たに職員となった者で、前2項の規定を適用される職員との権衡上必要があると認められる職員の基本給月額については、前2項に準じるものとする。

4 附則第6項の適用を受ける職員については、第1項中「、施行日前日の基本給月額」とあるのは、「、附則第6項の規定により減ぜられた基本給月額に、施行日前日の基本給月額からその者の受ける基本給月額を減じた額に100分の98.5を乗じて得た額を加算した額」と、第2項中「、事由発生後の施行日前日の基本給月額相当額」とあるのは、「、附則第6項の規定により減ぜられた基本給月額に、事由発生後の施行日前日の基本給月額相当額からその者の受ける基本給月額を減じた額に100分の98.5を乗じて得た額を加算した額」と読み替えて適用したものとしたときに得られる額を支給する。

(地域手当の支給割合が改定された場合の異動保障の対象となる割合)

第4条 平成30年10月1日までの間、新規程第16条第3項又は第4項に該当する職員のうち、異動等又は採用の日の前日から6月をさかのぼった日の前日から当該異動又は採用の日の前日までの間(以下「対象期間」という。)に当該異動等又は採用の直前に在勤していた地域に係る地域手当又はこれに相当する手当の支給割合が改定された場合の同条第3項又は第4項第1号の割合については、同条第3項又は第4項第1号の規定にかかわらず、対象期間における地域手当又はこれに相当する手当の支給割合のうち最も低い割合によるものとする。

(広域異動手当に関する経過措置)

第5条 施行日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する地域を異にして異動等した場合における当該職員に対する当該異動等に係る広域異動手当の支給に関する新規程第16条の3第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

2 施行日前に職員がその在勤する地域を異にして異動等した場合における当該職員に対する当該異動等に係る広域異動手当の支給に関する新規程第16条の3第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

附 則 (平成27年度九大就規第6号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年12月1日から施行する。

(特定プロジェクト教員等の適用除外規定)

第2条 平成27年11月30日から引き続き在職し、現にこの規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程(平成16年度九大就規第14号。以下「給与規程」という。)第9条第1項第6号イに規定する特定有期職基本給表(一)の適用を受けている特定プロジェクト教員、寄附講座教員及び寄附研究部門教員、共同研究部門教員並びにテニユアトラック制教員(以下「特定プロジェクト教員等」という。)については、特定プロジェクト教員等として引き続き在職する間、なお従前の例による。

附 則 (平成27年度九大就規第9号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年3月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第20条に係る改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

(地域手当に関する特例)

第2条 施行日から平成28年3月31日までの間にこの規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程(以下「新規程」という。)第16条第1項第1号に掲げる地

域に在勤する職員に対する地域手当の支給に関する同条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の20」とあるのは「100分の18.5」とする。

2 施行日から平成28年3月31日までの間に新規程第16条第1項第6号に掲げる地域に在勤する職員に対する地域手当の支給に関する同条第2項第2号の規定の適用については、同号中「100分の10」とあるのは「100分の7」とする。

(一時金の支給)

第3条 この規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるもの（第2条第2項の規定により、年俸制給与を適用する者を除く。）については、平成27年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用し、かつ、旧規程第31条第3項に規定する同年12月期における勤勉手当に係る職員の勤務成績に応じて本学が定める割合（以下「勤勉手当成績率」という。）を改定したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。この場合において、対象期間中の新規程第16条の規定の適用については、同条第2項第1号中「100分の20」とあるのは、「100分の18.5」と、同条第2項第2号中「100分の10」とあるのは「100分の7」（ただし、同条第1項第6号に掲げる地域に在勤する職員に限る。）とする。

2 第2条第2項の規定により年俸制給与を適用する職員については、平成27年4月1日（平成27年度の途中から年俸制給与を適用することとなった者（以下「年俸制切替者」という。）はその日。）から施行日の前日まで（以下「年俸制給与適用期間」という。）に給与（国立大学法人九州大年俸制給与の適用に関する細則（平成26年度九大就規第4号）第3条に規定するものをいう。以下同じ。）を決定するにあたり旧規程を準用して得た基本給月額、基本給調整額、初任給調整手当及び地域手当に新規程を適用し、かつ、業績給の算出の基礎となる同年12月期における勤勉手当成績率を改定したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と、年俸制給与適用期間に支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

3 年俸制切替者については、前項の規定による一時金に加え、年俸制給与を適用されるまでの対象期間において第1項の規定を適用した一時金を支給する。

4 前2項の一時金の額を算出するにあたり、新規程を準用して得る地域手当に係る第16条の規定の適用については、同条第2項第1号中「100分の20」とあるのは「100分の18.5」と、同条第2項第2号中「100分の10」とあるのは「100分の7」（ただし、同条第1項第6号に掲げる地域に在勤する職員に限る。）とする。

附 則（平成28年度九大就規第16号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年12月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「新規程」という。）第17条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(国立大学法人九州大学職員給与規程の一部改正に伴う経過措置)

第2条 次の各号に掲げる期間の新規程第17条第2項の表の適用については、当該各号に掲げる表による。

(1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間

扶 養 親 族	手 当 額
第1号 配偶者	10,000円
第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき8,000円（職員に配偶者が ない場合にあつては、そのうち1人につ いては10,000円）
第3号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円（職員に配偶者が なく第2号に該当する扶養親族がない場合

第4号 満60歳以上の父母及び祖父母	にあつては、そのうち1人については9,000円)
第5号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
第6号 重度心身障害者	

(2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間

扶養親族	手当額
第1号 配偶者	6,500円
第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円
第3号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円
第4号 満60歳以上の父母及び祖父母	
第5号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
第6号 重度心身障害者	

(3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間

扶養親族	手当額
第1号 配偶者	6,500円 ただし、一般職(一)8級相当職員及び一般職(一)9級以上相当職員にあつては3,500円
第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円
第3号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円 ただし、一般職(一)8級相当職員及び一般職(一)9級以上相当職員にあつては3,500円
第4号 満60歳以上の父母及び祖父母	
第5号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
第6号 重度心身障害者	

2 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間の新規程第17条第5項の適用については、ただし書は適用しない。

(一時金の支給)

第3条 この規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程(以下「旧規程」という。)の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるもの(第2条第2項の規定により、年俸制給与を適用する者を除く。)については、平成28年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間(以下「対象期間」という。)に新規程を適用した場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

2 新規程第2条第2項の規定により年俸制給与を適用する職員については、平成28年4月1日(平成28年度の途中から年俸制給与を適用することとなった者(以下「年俸制切替者」という。)はその日。)から12月31日まで(以下「年俸制給与適用期間」という。)に給与(国立大学法人九州大年俸制給与の適用に関する細則(平成26年度九大就規第4号)第3条に規定するものをいう。以下同じ。)を決定するにあたり旧規程を準用して得た基本給月額及び初任給調整手当に新規程を適用した場合に支給されることとなる給与の額と、年俸制給与適用期間に支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

3 年俸制切替者については、前項の規定による一時金に加え、年俸制給与を適用されるまでの対象期間において第1項の規定を適用した一時金を支給する。

附 則(平成28年度九大就規第28号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大就規第6号）

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大就規第14号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（一時金の支給）

第2条 この規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続きこの規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の適用を受けるもの（第2条第2項の規定により、年俸制給与を適用する者を除く。）については、平成29年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用し、かつ、旧規程第31条第3項に規定する同年12月期における勤勉手当に係る職員の勤務成績に応じて本学が定める割合（以下「勤勉手当成績率」という。）を改定したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

2 第2条第2項の規定により年俸制給与を適用する職員については、平成29年4月1日（平成29年度の途中から年俸制給与を適用することとなった者（以下「年俸制切替者」という。）はその日。）から施行日の前日まで（以下「年俸制給与適用期間」という。）に給与（国立大学法人九州大年俸制給与の適用に関する細則（平成26年度九大就規第4号）第3条に規定するものをいう。以下同じ。）を決定するにあたり旧規程を準用して得た基本給月額、基本給調整額及び初任給調整手当に新規程を適用し、かつ、業績給の算出の基礎となる同年12月期における勤勉手当成績率を改定したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と、年俸制給与適用期間に支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

3 年俸制切替者については、前項の規定による一時金に加え、年俸制給与を適用されるまでの対象期間において第1項の規定を適用した一時金を支給する。

附 則（平成29年度九大就規第27号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（平成30年4月1日における号の調整）

第2条 平成30年4月1日において、37歳未満の職員（第9条第1項第1号から第4号までに規定する基本給表の適用を受ける職員）のうち、当該職員の平成27年1月1日の第11条第5項の規定による昇給その他の号の決定の状況を考慮して調整の必要がある職員の平成30年4月1日における号は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号の1号上位の号とする。

附 則（平成30年度九大就規第3号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年9月1日から施行する。

（一時金の支給）

第2条 この規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続きこの規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の適用を受けるものについては、平成30年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

附 則（平成30年度九大就規第10号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成31年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(一時金の支給)

第2条 この規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続きこの規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の適用を受けるもの（第2条第2項の規定により、年俸制給与を適用する者を除く。）については、平成30年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用し、かつ、旧規程第31条第3項に規定する同年12月期における勤勉手当に係る職員の勤務成績に応じて本学が定める割合（以下「勤勉手当成績率」という。）を改定したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

2 第2条第2項の規定により年俸制給与を適用する職員については、平成30年4月1日（平成30年度の途中から年俸制給与を適用することとなった者（以下「年俸制切替者」という。）はその日。）から施行日の前日まで（以下「年俸制給与適用期間」という。）に給与（国立大学法人九州大学年俸制給与の適用に関する細則（平成26年度九大就規第4号）第3条に規定するものをいう。以下同じ。）を決定するにあたり旧規程を準用して得た基本給月額、基本給調整額、初任給調整手当及び宿日直手当に新規程を適用し、かつ、業績給の算出の基礎となる同年12月期における勤勉手当成績率を改定したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と、年俸制給与適用期間に支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

3 年俸制切替者については、前項の規定による一時金に加え、年俸制給与を適用されるまでの対象期間において第1項の規定を適用した一時金を支給する。

附 則（平成30年度九大就規第26号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大就規第16号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大就規第23号）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(一時金の支給)

第2条 この規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続きこの規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の適用を受けるもの（第2条第2項の規定により、年俸制給与を適用する者を除く。）については、平成31年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用し、かつ、旧規程第31条第3項に規定する同年12月期における勤勉手当に係る職員の勤務成績に応じて本学が定める割合（以下「勤勉手当成績率」という。）を改定したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

2 第2条第2項の規定により年俸制給与を適用する職員については、平成31年4月1日から施行日の前日まで（以下「年俸制給与適用期間」という。）に給与（国立大学法人九州大学年俸制給与の適用に関する細則（平成26年度九大就規第4号）第3条に規定するものをいう。以下同じ。）を決定するにあたり旧規程を準用して得た基本給月額及び基本給調整額に新規程を適用し、かつ、業績給の算出の基礎となる同年12月期における勤勉手当成績率を改定したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と、年俸制給与適用期間に支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

附 則（令和元年度九大就規第30号）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

第2条 施行日の前日において、この規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）第18条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員のうち、次の各号のいずれかに該当する職員（第3条に掲げる職員を除く。）に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、この規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「新規程」という。）第18条第1項の規定にかかわらず、旧規程により支給されていた住居手当の月額に相当する額（以下「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 新規程第18条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
- (2) 旧手当額から新規程第18条第1項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

(住居手当に関する経過措置の適用除外職員)

第3条 次の各号のいずれかに該当する職員は、前条の規定は適用しない。

- (1) 施行日の前日において旧規程第18条第1項第1号に該当していた職員であって、次に掲げる職員のいずれかに該当するもの
 - イ 新規程第18条の規定を適用するとしたならば、新たに同条第1項第2号に該当することとなる職員
 - ロ 旧規程第18条の規定を適用するとしたならば、同条第1項第1号に該当しないこととなる職員
- (2) 施行日の前日において旧規程第18条第1項各号のいずれにも該当していた職員であって、同条の規定を適用するとしたならば同条第1項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなる職員
- (3) 前条に規定する旧手当額が2,000円以下となる職員

(住居手当に関する経過措置額の算出基礎となる家賃月額に変更があった場合の取扱い)

第4条 第2条の旧手当額は、旧規程により支給されていた住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として旧規程第18条第1項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

- (1) 変更後の家賃の月額が、当該変更前に支給されていた第2条の規定による住居手当の月額の算出の基礎となった家賃の月額（以下「旧家賃月額」という。）より高い場合（第3号に掲げる場合を除く。） 旧家賃月額
- (2) 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合（次号に掲げる場合を除く。） 変更後の家賃の月額
- (3) 施行日の前日において旧規程第18条第1項各号のいずれにも該当していた場合 第1号及び前号の規定により算出した旧手当額を合算した額

附 則（令和2年度九大就規第4号）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年6月1日から施行し、令和2年4月4日（以下「適用日」という。）から適用する。

(特殊勤務手当の支給期間の特例)

第2条 この規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程別表第2に掲げる特殊勤務手当のうち、防疫等作業手当（②及び③の勤務の内容に係るものに限る。）については、適用日から当分の間、支給する。

附 則（令和2年度九大就規第13号）

この規程は、令和2年8月1日から施行し、令和2年6月3日から適用する。

附 則（令和2年度九大就規第21号）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年12月1日から施行する。

(期末手当の特例)

第2条 この規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程第30条第3項の規定にかかわらず、期末手当を令和2年12月に支給する場合には、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の65」とする。

附 則 (令和2年度九大就規第22号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和3年3月1日から施行する。

(一時金支給の適用規定)

第2条 この規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程第2条第3項の規定は、令和3年1月1日以降に一時金の支給の対象となる業務に従事した者から適用する。

附 則 (令和2年度九大就規第40号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(広域異動手当の経過措置)

第2条 第16条の3第3項及び第4項の規定は、平成30年4月2日から施行日前日までの間に職員がその在勤する地域を異にして採用された場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「異動等の日から3年間」とあるのは「令和3年4月1日から採用の日以後3年を経過する日までの間」とする。

(結核性疾患に係る基本給半減の経過措置)

第3条 この規程の施行の際、現に結核性疾患により、国立大学法人九州大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程(令和2年度九大就規第48号)による改正前の国立大学法人九州大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年度九大就規第19号)第18条の規定による病気休暇を受けている者又は国立大学法人九州大学職員安全衛生管理規程(平成16年度九大就規第23号)第17条の規定により就業を禁止されている者に係る第13条の規定による基本給の半額を減ずる日は、当該病気休暇を受けた期間又は当該措置の期間が1年に達する日を超えた日とする。

附 則 (令和3年度九大就規第6号)

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大就規第25号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年度九大就規第18号)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年度九大就規第26号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(一時金の支給)

第2条 この規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程(以下「旧規程」という。)の適用を受けた職員で、引き続きこの規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程(以下「新規程」という。)の適用を受けるもの(第2条第2項の規定により、年俸制給与を適用する者を除く。)については、令和4年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間(以下「対象期間」という。)に新規程を適用し、かつ、旧規程第31条第3項に規定する同年12月期における勤勉手当に係る職員の勤務成績に応じて本学が定める割合(以下「勤勉手当成績率」という。)を改定したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

2 第2条第2項の規定により年俸制給与を適用する職員のうち国立大学法人九州大学年俸制給与の適用に関する細則(平成26年度九大就規第4号。以下「年俸制給与細則」)

という。)の適用を受けるものについては、令和4年4月1日から施行日の前日まで(以下「年俸制給与適用期間」という。)に給与(年俸制給与細則第3条に規定するものをいう。以下同じ。)を決定するにあたり旧規程を準用して得た基本給月額及び基本給調整額に新規程を適用し、かつ、業績給の算出の基礎となる同年12月期における勤勉手当成績率を改定したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と、年俸制給与適用期間に支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

附 則(令和4年度九大就規第29号)

この規程は、令和5年3月1日から施行し、令和5年1月1日から適用する。

附 則(令和4年度九大就規第32号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(別府病院支援配置手当の経過措置)

第2条 第21条の4の規定は、平成30年4月2日から施行日前日までの間に別府病院へ異動した者にも適用する。この場合において、同条第3項中「別府病院へ異動した日から」とあるのは「令和5年4月1日から別府病院へ異動した日以後」と、「当該異動の日から」とあるのは、「令和5年4月1日から当該異動の日以後」と読み替えるものとする。

附 則(令和5年度九大就規第5号)

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

附 則(令和5年度九大就規第18号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和6年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(一時金の支給)

第2条 この規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程(以下「旧規程」という。)の適用を受けた職員で、引き続きこの規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程(以下「新規程」という。)の適用を受けるもの(第2条第2項の規定により、年俸制給与を適用する者を除く。)については、令和5年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間(以下「対象期間」という。)に新規程を適用し、かつ、旧規程第30条第3項に規定する同年12月期における期末手当に係る期末手当基礎額に乗じる割合(在職期間の区分に応じて定める割合を除く。以下「期末手当支給率」という。)において、同項中「100分の120」とあるのは「100分の125」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の62.5」とあるのは「100分の67.5」とみなした場合、及び旧規程第31条第3項に規定する同年12月期における勤勉手当に係る職員の勤務成績に応じて本学が定める割合(以下「勤勉手当成績率」という。)を改定したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

2 第2条第2項の規定により年俸制給与を適用する職員のうち国立大学法人九州大学年俸制給与の適用に関する細則(平成26年度九大就規第4号。以下「年俸制給与細則」という。)の適用を受けるものについては、令和5年4月1日から施行日の前日まで(以下「年俸制給与適用期間」という。)に給与(年俸制給与細則第3条に規定するものをいう。以下同じ。)を決定するにあたり旧規程を準用して得た基本給月額、基本給調整額及び初任給調整手当に新規程を適用し、かつ、業績給の算出の基礎となる同年12月期における期末手当支給率及び勤勉手当成績率を改定したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と、年俸制給与適用期間に支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

附 則(令和5年度九大就規第22号)

この規程は、令和6年2月1日から施行する。

附 則(令和5年度九大就規第31号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1-1 (第9条関係)

イ 一般職基本給表 (一)

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	

別表第1-1 (第9条関係)

イ 一般職基本給表(一)

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700			
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100			
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500			
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900			
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300			
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600			
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900			
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300			
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600			
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900			
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200			
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300				
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600				
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900				
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200				
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500				
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800				
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100				
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300				
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600				
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900				
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100				
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300				
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600				
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900				
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100				
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300				
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600				
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900				
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100				

別表第1-1 (第9条関係)

イ 一般職基本給表 (一)

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300				
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600				
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900				
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100				
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300				
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300					
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600					
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800					
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000					
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300					
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600					
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800					
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000					
94		295,900	343,600							
95		296,200	344,100							
96		296,600	344,500							
97		296,800	344,700							
98		297,100	345,100							
99		297,500	345,500							
100		297,900	345,800							
101		298,100	346,100							
102		298,400	346,500							
103		298,800	346,900							
104		299,100	347,300							
105		299,300	347,800							
106		299,600	348,200							
107		300,000	348,600							
108		300,300	349,000							
109		300,500	349,500							
110		300,900	349,900							
111		301,300	350,200							
112		301,600	350,500							
113		301,800	351,000							
114		302,000								
115		302,300								
116		302,700								
117		302,900								
118		303,100								
119		303,400								
120		303,700								

別表第1-1 (第9条関係)

イ 一般職基本給表 (一)

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
121		304,100								
122		304,300								
123		304,600								
124		304,900								
125		305,200								

備考 この表は、他の基本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第1-2 (第9条関係)

ロ 一般職基本給表 (二)

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200

別表第1-2 (第9条関係)

ロ 一般職基本給表 (二)

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	
72	221,700	255,800	285,800	313,300	
73	221,900	256,000	286,500	313,600	
74	222,300	256,300	287,200	314,100	

別表第1-2 (第9条関係)

ロ 一般職基本給表 (二)

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
75	222,600	256,700	287,900	314,600	
76	223,000	257,100	288,700	315,000	
77	223,200	257,400	289,200	315,200	
78	223,700	257,800	289,700	315,500	
79	224,000	258,200	290,100	315,800	
80	224,300	258,600	290,500	316,100	
81	224,600	258,900	290,900	316,400	
82	224,900	259,200	291,300	316,700	
83	225,200	259,500	291,800	317,000	
84	225,500	259,700	292,300	317,300	
85	225,800	259,900	292,600	317,500	
86	226,100	260,100	293,100	317,900	
87	226,400	260,400	293,700	318,200	
88	226,700	260,700	294,200	318,400	
89	227,000	260,900	294,500	318,600	
90	227,400	261,100	295,000	318,900	
91	227,700	261,400	295,500	319,200	
92	228,000	261,600	295,800	319,500	
93	228,200	261,900	296,200	319,700	
94	228,500	262,200	296,700	320,000	
95	228,800	262,500	297,200	320,300	
96	229,100	262,700	297,700	320,500	
97	229,300	262,900	298,000	320,700	
98	229,600	263,200	298,400	321,000	
99	229,800	263,400	298,900	321,300	
100	230,100	263,700	299,400	321,500	
101	230,400	264,000	299,800	321,700	
102	230,600	264,200	300,200		
103	230,900	264,500	300,500		
104	231,200	264,800	300,800		
105	231,500	265,000	301,100		
106	232,000	265,200	301,500		
107	232,300	265,500	301,900		
108	232,600	265,700	302,300		
109	232,800	266,000	302,600		
110	233,200	266,300	303,000		
111	233,600	266,600	303,400		

別表第1-2 (第9条関係)

ロ 一般職基本給表 (二)

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
112	233,900	266,800	303,700		
113	234,100	267,000	303,900		
114	234,600	267,300	304,200		
115	235,100	267,500	304,500		
116	235,600	267,700	304,700		
117	235,900	268,000	304,900		
118	236,300	268,300	305,200		
119	236,700	268,600	305,500		
120	237,000	268,900	305,700		
121	237,400	269,100	305,900		
122		269,300	306,200		
123		269,600	306,500		
124		269,900	306,700		
125		270,100	306,900		
126		270,300	307,200		
127		270,600	307,500		
128		270,900	307,700		
129		271,100	307,900		
130		271,300	308,200		
131		271,600	308,500		
132		271,900	308,700		
133		272,100	308,900		
134		272,300			
135		272,600			
136		272,900			
137		273,100			

備考 この基本給表は、就業通則第2条第1項に規定する技能職員及び労務職員に適用する。

別表第1-3 (第9条関係)

特定業務専門職基本給表

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	182,900	245,100	286,600	323,400	365,500	410,300	459,900
2	184,400	247,000	288,800	325,600	368,100	412,700	463,000
3	186,000	248,900	291,000	327,800	370,500	415,200	466,000
4	187,600	250,400	293,200	329,800	372,900	417,600	469,000
5	189,100	252,300	295,200	331,800	374,800	419,500	472,000
6	191,200	254,400	297,500	333,800	377,300	421,600	475,000
7	193,200	256,200	299,900	335,700	379,600	423,700	478,000
8	195,200	258,000	302,200	337,600	382,100	425,900	481,100
9	196,800	259,900	303,800	339,400	384,500	427,800	483,800
10	198,500	261,500	306,300	341,300	387,100	429,900	486,900
11	200,000	263,000	308,300	343,200	389,700	432,000	489,900
12	201,500	264,400	310,500	345,100	392,300	433,900	493,000
13	203,200	265,700	312,800	347,100	394,600	435,600	495,700
14	204,600	267,400	314,600	349,100	396,900	437,400	498,000
15	206,000	269,200	316,100	351,100	399,100	439,300	500,300
16	207,400	270,800	317,700	352,900	401,400	441,200	502,600
17	209,200	272,200	319,300	354,700	403,200	443,000	504,600
18	210,900	273,800	321,300	356,600	405,100	444,800	506,000
19	212,600	275,400	323,500	358,500	407,000	446,600	507,500
20	214,000	277,200	325,300	360,500	408,800	448,300	508,900
21	215,500	279,200	327,000	362,200	410,600	450,100	510,100
22	217,300	281,200	328,900	364,000	412,400	451,600	511,500
23	219,100	283,100	330,700	365,900	414,200	453,000	513,000
24	220,700	285,200	332,500	367,800	416,000	454,500	514,500
25	222,200	286,800	334,200	369,700	417,600	455,900	515,600
26	223,700	288,900	336,200	371,600	419,100	457,200	516,700
27	225,300	290,700	338,100	373,500	420,600	458,500	517,900
28	226,700	292,600	340,000	375,400	422,100	459,700	519,100
29	228,000	294,700	341,700	377,300	423,600	460,700	520,100
30	229,400	296,100	343,600	379,200	424,900	461,400	521,000
31	230,700	297,700	345,400	381,100	426,200	462,200	521,900
32	232,100	299,300	347,100	382,800	427,400	462,900	522,800
33	233,400	300,700	348,300	384,000	428,600	463,600	523,600
34	234,900	302,100	350,100	385,600	429,900	464,400	524,500
35	236,500	303,500	352,000	387,100	431,200	465,100	525,200
36	237,800	304,700	353,900	388,600	432,400	465,700	525,700
37	239,000	305,900	355,600	390,100	433,600	466,200	526,400
38	240,500	307,300	357,400	391,000	434,400	466,800	527,000
39	241,900	308,600	359,200	392,000	435,200	467,400	527,800
40	243,200	310,000	360,900	392,900	436,000	468,000	528,400

別表第1-3 (第9条関係)

特定業務専門職基本給表

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
41	244,100	311,400	362,600	393,900	436,600	468,500	528,900
42	245,500	312,800	364,000	395,100	437,300	469,000	
43	246,500	314,200	365,400	396,200	438,000	469,400	
44	247,900	315,700	366,800	397,300	438,700	469,700	
45	249,100	317,200	367,800	398,200	439,500	470,000	
46	250,100	318,700	368,900	398,900	440,300		
47	251,000	320,200	369,900	399,600	440,700		
48	252,000	321,500	370,900	400,300	441,400		
49	253,000	322,500	371,600	400,800	441,900		
50	253,800	323,700	371,900	401,300	442,300		
51	254,600	324,900	372,400	401,800	442,700		
52	255,400	326,100	372,900	402,200	443,100		
53	256,200	327,100	373,300	402,600	443,500		
54	257,300	328,100	373,800	402,900	443,900		
55	258,400	329,000	374,400	403,200	444,300		
56	259,500	329,900	374,900	403,500	444,600		
57	260,700	330,600	375,400	403,800	444,900		
58	261,900	331,300	376,000	404,100	445,300		
59	263,000	332,000	376,600	404,400	445,600		
60	264,100	332,800	377,100	404,700	445,900		
61	265,100	333,400	377,500	405,000	446,200		
62	266,100	333,900	378,000	405,300			
63	267,100	334,500	378,600	405,600			
64	268,000	335,000	379,200	405,900			
65	268,900	335,400	379,700	406,200			
66	269,900	335,600	380,300	406,500			
67	270,800	336,000	380,600	406,800			
68	271,700	336,500	381,100	407,100			
69	272,700	336,800	381,700	407,300			
70	273,600	337,300	382,200	407,600			
71	274,500	337,700	382,700	407,900			
72	275,400	338,100	383,200	408,100			
73	276,300	338,600	383,700	408,300			
74	277,200	339,100	384,200	408,600			
75	278,100	339,600	384,700	408,900			
76	279,000	340,000	385,100	409,100			
77	280,000	340,200	385,500	409,300			
78	281,000	340,600	385,800				
79	281,800	341,100	386,100				
80	282,700	341,500	386,300				

別表第1-3 (第9条関係)

特定業務専門職基本給表

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
81	283,200	341,800	386,500				
82	284,000		386,800				
83	284,800		387,100				
84	285,700		387,300				
85	286,600		387,500				
86	287,400		387,800				
87	288,200		388,100				
88	289,000		388,300				
89	289,700		388,500				
90	290,200						
91	290,600						
92	291,000						
93	291,400						

備考 この基本給表は、特定の事務・技術部門等において一定の資格と実務経験が必要であるものとして本学が定める職にある職員に適用する。

別表第1-4 (第9条関係)

教育職基本給表

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	190,900	233,100	290,700	335,600	410,200
2	193,000	235,400	293,300	338,500	412,500
3	195,100	237,600	295,700	341,500	414,600
4	197,100	239,600	298,000	344,500	416,700
5	199,000	241,700	300,300	347,400	418,600
6	201,400	243,400	302,600	349,800	421,000
7	203,900	245,100	304,700	352,300	423,200
8	206,300	246,900	306,900	354,700	425,500
9	208,800	249,000	309,200	357,200	427,200
10	211,200	251,300	311,600	359,800	429,700
11	213,600	253,600	314,000	362,400	431,900
12	215,900	255,600	316,400	365,200	434,100
13	217,900	257,700	318,700	367,800	435,500
14	219,800	260,100	320,700	369,500	437,700
15	221,500	262,400	322,700	371,700	439,900
16	223,300	264,700	324,400	373,900	442,200
17	225,300	266,600	326,400	375,600	444,300
18	226,700	269,400	328,200	377,600	446,600
19	228,000	272,200	330,000	379,600	448,800
20	229,400	274,900	331,700	381,400	451,100
21	231,000	277,600	333,100	383,200	453,100
22	232,800	280,200	335,500	384,700	455,400
23	234,600	282,700	337,600	385,900	457,800
24	236,200	285,100	339,800	387,100	460,100
25	238,000	287,500	341,600	388,200	462,100
26	240,100	290,000	343,500	389,900	464,200
27	242,100	292,400	345,600	391,600	466,300
28	244,100	294,900	347,700	393,300	468,400
29	245,800	297,300	349,600	395,000	470,400
30	247,700	299,600	351,500	396,600	472,700
31	249,700	301,800	353,300	398,000	474,900
32	251,700	304,000	355,000	399,300	476,800
33	253,600	306,200	356,900	400,900	478,700
34	255,000	308,400	358,500	402,500	480,800
35	256,300	310,900	360,000	404,000	483,000
36	257,600	313,100	361,400	405,700	485,000
37	258,900	315,400	362,800	406,800	487,100
38	260,200	316,700	364,800	408,300	489,100

別表第1－4（第9条関係）

教育職基本給表

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
39	261,600	318,300	366,700	409,800	491,000
40	263,100	319,700	368,400	411,000	492,900
41	264,600	321,100	370,100	411,900	494,900
42	266,200	321,500	371,900	413,500	496,800
43	267,600	321,900	373,500	415,000	498,500
44	269,000	322,300	374,900	416,600	500,400
45	269,900	322,900	376,600	417,900	502,300
46	271,400	323,400	378,300	419,400	504,100
47	272,900	324,200	379,800	420,800	505,900
48	274,200	325,000	381,300	422,300	507,700
49	275,400	325,600	382,800	423,600	509,400
50	275,900	326,300	384,400	424,800	511,100
51	276,400	327,000	385,900	426,100	512,900
52	277,000	327,700	387,500	427,300	514,800
53	277,500	328,700	388,600	428,000	516,300
54	278,000	329,400	390,100	428,900	517,900
55	278,300	329,800	391,500	429,800	519,600
56	278,700	330,400	393,100	430,700	521,200
57	279,100	330,800	394,400	431,500	522,800
58	279,900	331,500	395,800	432,400	524,100
59	280,700	332,200	397,100	433,300	525,400
60	281,500	332,800	398,400	434,100	526,600
61	282,300	333,500	399,600	434,800	527,800
62	283,100	334,400	401,000	435,700	528,800
63	283,800	335,300	402,400	436,700	529,800
64	284,500	336,100	403,800	437,600	530,800
65	285,300	336,800	404,800	438,500	531,400
66	285,900	337,800	405,900	439,400	532,300
67	286,700	338,500	406,900	440,400	533,200
68	287,400	339,500	408,000	441,300	534,100
69	287,900	340,100	408,900	442,300	535,000
70	288,600	341,000	409,700	443,300	535,800
71	289,300	341,900	410,500	444,200	536,500
72	290,000	342,800	411,200	445,200	537,000
73	290,800	343,100	411,900	446,200	537,700
74	291,700	344,100	412,800	447,100	538,200
75	292,500	345,100	413,600	448,000	539,000
76	293,400	346,100	414,300	449,000	539,600

別表第1-4 (第9条関係)

教育職基本給表

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
77	293,900	347,100	414,900	449,800	540,100
78	294,800	348,000	415,400	450,300	540,700
79	295,700	348,900	415,800	451,000	541,300
80	296,500	349,800	416,200	451,600	541,900
81	297,300	350,700	416,500	452,400	542,500
82	298,200	351,600	416,900	453,100	
83	299,000	352,500	417,200	453,400	
84	299,700	353,400	417,600	454,000	
85	300,000	354,000	417,900	454,400	
86	300,800	354,600	418,300	454,800	
87	301,600	355,200	418,700	455,200	
88	302,400	355,800	419,100	455,500	
89	303,300	356,300	419,400	455,800	
90	303,900	356,700	419,800	456,100	
91	304,500	357,100	420,200	456,600	
92	305,100	357,500	420,500	456,900	
93	305,600	357,900	420,800	457,200	
94	306,300	358,300	421,200	457,500	
95	306,900	358,800	421,500	457,800	
96	307,500	359,200	421,800	458,100	
97	307,700	359,800	422,100	458,400	
98	308,200	360,300	422,500	458,900	
99	308,700	360,700	422,800	459,200	
100	309,200	361,200	423,100	459,500	
101	309,400	361,600	423,400	459,800	
102	309,800	362,100	423,800		
103	310,100	362,400	424,100		
104	310,600	362,800	424,400		
105	311,000	363,300	424,700		
106	311,300	363,700	425,000		
107	311,600	364,200	425,300		
108	311,900	364,700	425,600		
109	312,100	365,100	425,900		
110	312,500	365,600	426,200		
111	312,900	366,100	426,500		
112	313,300	366,500	426,800		
113	313,600	366,900	427,100		

別表第1-4 (第9条関係)

教育職基本給表

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
114	314,000	367,300	427,400		
115	314,300	367,800	427,700		
116	314,600	368,200	428,000		
117	314,900	368,600	428,200		
118	315,300	369,000			
119	315,700	369,500			
120	316,100	369,900			
121	316,300	370,200			
122	316,500	370,600			
123	316,800	371,100			
124	317,100	371,400			
125	317,400	371,800			
126	317,600	372,300			
127	317,900	372,800			
128	318,300	373,200			
129	318,600	373,600			
130	318,900	374,100			
131	319,300	374,600			
132	319,500	375,100			
133	319,700	375,600			
134	320,000	376,100			
135	320,300	376,600			
136	320,500	377,100			
137	320,800	377,600			
138	321,000	378,100			
139	321,300	378,600			
140	321,600	379,100			
141	321,900	379,600			
142	322,300				
143	322,700				
144	323,100				
145	323,300				
146	323,700				
147	324,000				
148	324,400				
149	324,600				
150	325,000				
151	325,300				

別表第1－4（第9条関係）

教育職基本給表

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
152	325,700				
153	325,900				
154	326,300				
155	326,700				
156	327,100				
157	327,300				

備考 この基本給表は、就業通則第2条第1項に規定する教員及び教務職員に適用する。

別表第1-5 (第9条関係)

イ 医療職基本給表 (一)

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7	8
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400	438,600
2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000	441,200
3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600	443,700
4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200	446,300
5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500	448,700
6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200	451,200
7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800	453,700
8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500	456,200
9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600	458,600
10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800	461,000
11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000	463,600
12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200	466,000
13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200	468,500
14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200	470,000
15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200	471,300
16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200	472,600
17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000	473,800
18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900	475,100
19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800	476,400
20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600	477,700
21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400	478,900
22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000	480,300
23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600	481,700
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100	482,900
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600	484,300
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900	485,600
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200	487,000
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500	488,400
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800	489,800
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000	490,900
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200	492,000
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300	493,100
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500	494,200
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700	495,100
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900	496,000
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100	496,900
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400	497,900
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200	
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600	
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300	

別表第1-5（第9条関係）

イ 医療職基本給表（一）

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7	8
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800	
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200	
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600	
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000	
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400	
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800	
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200	
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500	
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800	
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200	
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500	
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800	
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100	
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000		
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300		
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600		
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900		
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200		
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500		
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900		
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100		
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400		
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700		
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000		
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200		
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900			
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600			
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200			
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600			
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100			
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600			
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100			
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700			
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200			
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800			
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400			
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900			
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400			
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900			
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400			

別表第1-5（第9条関係）

イ 医療職基本給表（一）

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7	8
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700			
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200			
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600			
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000			
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400			
86		290,700	326,500	347,300				
87		290,900	326,700	347,600				
88		291,100	327,000	347,900				
89		291,500	327,400	348,300				
90		291,700	327,800	348,600				
91		291,900	328,200	349,000				
92		292,100	328,600	349,300				
93		292,500	328,900	349,700				
94		292,700	329,100	350,000				
95		292,900	329,500	350,300				
96		293,200	329,800	350,600				
97		293,500	330,000	350,900				
98		293,700	330,300	351,300				
99		293,900	330,600	351,700				
100		294,200	330,900	352,100				
101		294,500	331,100	352,600				
102		294,700	331,400	353,000				
103		294,900	331,800	353,400				
104		295,200	332,000	353,800				
105		295,500	332,200	354,300				
106			332,400					
107			332,800					
108			333,000					
109			333,200					
110			333,600					
111			334,000					
112			334,400					
113			334,600					

備考 この基本給表は、就業通則第2条第1項に規定する技術職員のうち、医療に携わる職員（医療職基本給表（二）の適用を受ける職員を除く。）に適用する。

別表第1－6（第9条関係）

ロ 医療職基本給表（二）

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900

別表第1-6（第9条関係）

ロ 医療職基本給表（二）

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		

別表第1-6 (第9条関係)

ロ 医療職基本給表 (二)

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000		
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400		
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900		
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300		
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700		
94	283,800	316,500	349,400	367,500			
95	284,700	317,200	350,100	367,900			
96	285,600	317,800	350,700	368,200			
97	286,200	318,300	351,100	368,800			
98	286,800	318,600	351,500	369,300			
99	287,400	319,200	352,000	369,800			
100	288,300	319,800	352,400	370,300			
101	289,100	320,200	352,900	370,900			
102	289,900	320,800	353,300	371,400			
103	290,700	321,400	353,800	371,900			
104	291,500	321,900	354,200	372,300			
105	292,100	322,300	354,500	372,900			
106	292,600	322,800	355,000	373,400			
107	293,100	323,300	355,400	373,900			
108	293,500	323,800	355,700	374,400			
109	293,700	324,200	356,200	375,000			
110	294,000	324,600	356,700	375,400			
111	294,200	324,900	357,200	375,900			
112	294,500	325,200	357,700	376,400			
113	294,800	325,500	358,200	377,000			
114	295,000	325,900	358,700				
115	295,300	326,300	359,200				
116	295,500	326,600	359,600				
117	295,800	326,800	360,000				
118	296,100	327,100	360,400				
119	296,400	327,500	360,900				
120	296,700	327,700	361,400				

別表第1-6 (第9条関係)

ロ 医療職基本給表 (二)

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
121	297,000	327,900	361,800				
122	297,400	328,200	362,300				
123	297,700	328,500	362,800				
124	298,100	328,800	363,300				
125	298,300	329,000	363,600				
126	298,500	329,300					
127	298,800	329,700					
128	299,200	329,900					
129	299,400	330,100					
130	299,700	330,300					
131	300,100	330,700					
132	300,500	330,900					
133	300,700	331,200					
134	301,000	331,600					
135	301,400	332,000					
136	301,700	332,400					
137	301,900	332,700					
138	302,200	333,100					
139	302,600	333,500					
140	302,900	333,900					
141	303,100	334,200					
142	303,500	334,600					
143	303,900	334,900					
144	304,200	335,300					
145	304,400	335,600					
146	304,600	336,000					
147	304,900	336,400					
148	305,300	336,800					
149	305,500	337,100					
150	305,700	337,500					
151	306,000	337,900					
152	306,300	338,300					
153	306,700	338,600					
154	306,900						
155	307,100						
156	307,400						
157	307,700						
158	308,000						
159	308,300						
160	308,600						

別表第1-6（第9条関係）

ロ 医療職基本給表（二）

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
161	309,000						
162	309,300						
163	309,600						
164	309,900						
165	310,300						
166	310,600						
167	310,900						
168	311,200						
169	311,600						

備考 この基本給表は、就業通則第2条第1項に規定する技術職員のうち、看護業務等に携わる職員に適用する。

別表第1-7（第9条関係）

指定職基本給表

号	基本給月額
	円
1	708,000
2	763,000
3	820,000
4	898,000
5	968,000
6	1,038,000
7	1,110,000
8	1,178,000

備考 この基本給表の適用及び号の決定は、その職責又は教育研究上の業績に基づき、総長が個別に定める。

別表第1-8 (第9条関係) 削除
別表第1-9 (第9条関係)

ロ 特定有期職基本給表 (二)

号	基本給月額
	円
1	140,100
2	155,700
3	172,200
4	192,800
5	214,600
6	245,300
7	268,200
8	290,600
9	311,300

備考 この基本給表は、特定有期プロジェクト支援職員(本学が定める経費により期間を定めて雇用され、事務組織における教育研究プロジェクトの支援業務に従事する者をいう。)の職歴、学歴、経験年数、従事する職務内容等に応じて適用する。

別表第1-10 調整基本額表（第12条関係）

イ 一般職基本給表（一）

職務の級	調整基本額	
	特定日以後 職員以外	特定日以後 職員
1級	6,600 円	4,600 円
2級	8,500 円	6,000 円
3級	9,600 円	6,700 円
4級	10,200 円	7,100 円
5級	10,600 円	7,400 円
6級	11,200 円	7,800 円
7級	12,100 円	8,500 円
8級	12,700 円	8,900 円
9級	14,300 円	10,000 円
10級	15,900 円	11,100 円

ロ 一般職基本給表（二）

職務の級	調整基本額	
	特定日以後 職員以外	特定日以後 職員
1級	6,000 円	4,200 円
2級	7,400 円	5,200 円
3級	8,500 円	6,000 円
4級	8,700 円	6,100 円
5級	9,600 円	6,700 円

ハ 教育職基本給表

職務の級	調整基本額
2級	10,500 円
3級	11,900 円
4級	12,700 円
5級	15,000 円

二 医療職基本給表（一）

職務の級	調整基本額	
	特定日以後 職員以外	特定日以後 職員
1級	6,200 円	4,300 円
2級	8,000 円	5,600 円
3級	9,100 円	6,400 円
4級	9,700 円	6,800 円
5級	10,500 円	7,400 円
6級	11,300 円	7,900 円
7級	12,200 円	8,500 円
8級	13,800 円	9,700 円

ホ 医療職基本給表（二）

職務の級	調整基本額	
	特定日以後 職員以外	特定日以後 職員
1級	8,100 円	5,700 円
2級	9,400 円	6,600 円
3級	9,700 円	6,800 円
4級	10,000 円	7,000 円
5級	10,400 円	7,300 円
6級	11,600 円	8,100 円
7級	12,500 円	8,800 円

別表第1-1-1 基本給調整額適用区分表（第12条関係）

勤務箇所	適用する職員	調整数
全学	<p>(1) 大学院の学府又は研究科(以下「学府等」という。)の担当を命じられているもので、学府等の教育課程の編成上基礎となる講座その他の教員組織(以下「基礎講座等」という。)に配置されている教授、准教授、講師又は助教(以下「講座等教員」という。)のうち当該学府等において、講義等を年度を通じて2単位以上担当するもの若しくは主任として学生に対する研究指導(以下「主任指導」という。)を担当するもの又は講座等教員に準じると認められるもののうち学府等において講義等を年度を通じて4単位以上担当するもの若しくは主任指導を行うほか講義等を年度を通じて2単位以上担当するもの(以下「大学院担当教員」という。)のうち、学府等の博士課程を担当し、次の各号に掲げる人数の学生の主任指導を行うもの</p> <p>イ 医学又は歯学を履修する学府等 5人以上</p> <p>ロ イ以外の学府等 4人以上</p> <p>(2) 大学院担当教員のうち、学府等の博士課程を担当する者(1に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 大学院担当教員(1及び2に掲げる者を除く。)</p> <p>(4) 学府等に在学する学生の指導を命じられているもので、基礎講座等又は学府等の教育内容と関連を有する講座等に配置されている助教で、次の各号のすべてに該当する者(大学院担当教員を除く。)</p> <p>① 次のいずれかに該当する者(助教としての在職期間が6月に満たない者を除く。)</p> <p>イ 博士の学位を有する者</p> <p>ロ イに相当する研究業績を有する者(修士課程修了後5年以上の研究歴を有する者、医大卒業後6年以上の研究歴を有する者又は大学卒業後8年以上の研究歴を有する者を対象とする。)</p> <p>② 学府等において授業科目の担当教員である教授又は准教授と連携して行う学生指導(以下「授業指導」という。)及び主任指導教員である教授又は准教授と連携して行う学生の研究指導に従事する時間が、年間において授業4単位分に相当する時間以上(うち授業指導の従事時間数が2単位相当以上)であること。</p> <p>(5) 学府等に在学する学生の指導を命じられている准助教で、次の各号のすべてに該当する者</p> <p>① 基礎講座等又は学府等の教育内容と関連を有する講座等に配置されている准助教で、その者が職務を助けている教授又は准教授が当該学府等の授業を常時担当していること。</p> <p>② 次に掲げる准助教のうち、学生に対して十分な指導能力を有すると認められる者(准助教としての在職期間が6月に満たない者を除く。)</p> <p>イ 博士の学位を有する者</p> <p>ロ イに相当する研究業績を有する者(修士課程修了後5年以上の研究歴を有する者、医大卒業後6年以上の研究歴を有する者又は大学卒業後8年以上の研究歴を有する者を対象とする。)</p> <p>③ 学府等において授業科目の担当教員を補助して行う学生の指導(以下「授業補助指導」という。)及び主任指導教員を補助して行う学生の研究指導に従事する時間が、年間において授業4単位分に相当する時間以上(うち授業補助指導の従事時間数が2単位相当以上)であること。</p>	<p>3</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p>
医学部	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者	1
生体防御 医学研究所	(2) 1に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする職員で、当該業務に従事する勤務時間の時間数が、年間における勤務時間の総時間数の3分の2以上である職員(教員を除く。)	1
医学部 農学部 生体防御 医学研究所	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体(以下「危険な病原体」という。)を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする職員のうち、当該業務に従事する勤務時間の時間数が、年間における勤務時間の総時間数の3分の2以上である職員(教員を除く。)	1
病院	<p>(1) 精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限る。)、看護師及び准看護師</p> <p>(2) 精神病患者の診療に直接従事することを本務とする職員</p> <p>(3) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者</p> <p>(4) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者</p> <p>(5) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員</p>	2
	<p>(6) 精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟のうち本学が定めるもの(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長(2に掲げる者を除く。)並びに集中治療病棟に勤務する看護師及び准看護師</p> <p>(7) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする職員のうち、本学が定めるもの</p> <p>(8) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする事務職員のうち、本学が定めるもの</p>	1

別表第1-12 管理職手当（第14条関係）

基本給表	職務の級	区分	管理職手当（円）
一般職基本給表（一）	8級	2種	94,000
		3種	82,200
	7級	2種	88,500
		3種	77,400
		4種	66,400
	6級	2種	83,100
		3種	72,700
		4種	62,300
	5級	2種	79,300
		3種	69,400
		4種	59,500
	教育職基本給表	5級	1種
2種			106,900
3種			93,500
4種			80,200
5種			66,800
4級		4種	64,200
		5種	53,500
医療職基本給表（一）	7級	4種	65,700
	6級	4種	62,300
	5級	4種	58,900
医療職基本給表（二）	7級	2種	88,300
	6級	2種	86,700
	5級	2種	79,000
		4種	59,200
	4級	4種	53,700
		5種	50,900
	3級	5種	46,300

備考 次に掲げる者の管理職手当の月額は、この表の「管理職手当」欄の額に、それぞれ次に定める額を加算した額とする。なお、次の加算される管理職手当については、併給を妨げない。

- 1 研究院長のうち副学長又は学部長を兼ねる者、研究所長のうち副学長を兼ねる者及び病院長 月額50,000円
- 2 管理職手当を支給される職員で複数の管理又は監督の地位にある職を兼ねる者のうち、特に職務の負担が大きいと総長が認めるもの 月額25,000円又は月額50,000円

別表第1-13 初任給調整手当（第15条関係）

期間の区分	月 額
1年未満	51,100 円
1年以上 2年未満	51,100 円
2年以上 3年未満	51,100 円
3年以上 4年未満	51,100 円
4年以上 5年未満	51,100 円
5年以上 6年未満	51,100 円
6年以上 7年未満	49,300 円
7年以上 8年未満	47,500 円
8年以上 9年未満	45,700 円
9年以上10年未満	43,900 円
10年以上11年未満	42,100 円
11年以上12年未満	40,300 円
12年以上13年未満	38,500 円
13年以上14年未満	36,700 円
14年以上15年未満	35,300 円
15年以上16年未満	33,900 円
16年以上17年未満	32,500 円
17年以上18年未満	31,100 円
18年以上19年未満	29,700 円
19年以上20年未満	28,300 円
20年以上21年未満	26,900 円
21年以上22年未満	26,300 円
22年以上23年未満	25,700 円
23年以上24年未満	24,700 円
24年以上25年未満	24,100 円
25年以上26年未満	23,500 円
26年以上27年未満	22,900 円
27年以上28年未満	22,300 円
28年以上29年未満	21,500 円
29年以上30年未満	21,200 円
30年以上31年未満	20,800 円
31年以上32年未満	20,200 円
32年以上33年未満	19,300 円
33年以上34年未満	18,400 円
34年以上35年未満	17,700 円

別表第2 特殊勤務手当一覧表(第21条関係)

手当の種類	勤務の内容	手 当 額		支給単位
高所作業手当	① 農学部又は大学院農学研究院に所属する職員が、地上10メートル以上の樹木上で行う種子採取等の作業に従事したとき。	220円		1日
	② ①の作業が地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われたとき。	320円		
	③ 施設部に所属する職員が、地上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行った営繕工事の監督に従事したとき。	200円		
	④ ③の作業が地上30メートル以上の箇所で行われたとき。	300円		
爆発物取扱等作業手当	一般職基本給表の適用を受ける職員が、直接に高圧ガスを製造し、充てんする作業に従事したとき。	300円		1日
航空手当	職員が、航空機に搭乗し、次に掲げる業務に従事したとき。	一般職基本給表(一)2級以上 教育職基本給表2級以上	1,900円	1時間
	① 試作又は改造の航空機用機器材の実験			
	② 気象、地象又は水象の観測又は調査			
	③ 水路又は陸地の測量	一般職基本給表(一)1級 教育職基本給表1級	1,200円	
	④ 大気、海洋等の汚染状況の観測又は調査			
⑤ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査				
種雄牛馬取扱手当	農学部附属農場に所属する職員が種雄牛馬の精液の採取の作業に従事したとき、又は種雄牛馬の自然交配若しくは精液の採取のため若しくはこれらの作業の準備のために種雄牛馬を御する作業に従事したとき。	230円		1日
死体処理手当	① 医学部の解剖学教室、病理学教室若しくは法医学教室に配置されている一般職基本給表の適用を受ける職員が、当該教室における死体の処理作業に従事したとき。	3,200円		1日
	② 一般職基本給表の適用を受ける職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業に従事したとき。ただし、同一の日に①の作業及び②の作業に従事した場合には、②の作業に係る手当は支給しない。	1,000円		
防疫等作業手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条2項及び第3項に定める感染症並びにこれらに相当すると認める感染症(以下「感染症」という。)の患者を入院させるための感染症病棟又は感染症病室に配置されている職員(教育職基本給表の適用を受ける職員を除く。)が、感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。	290円		1日

放射線取扱手当	① 診療放射線技師、診療エックス線技師又はエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき。		230円	1日	
	② 職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であった場合における、その期間中に当該職員が従事した放射線業務(①の業務を除く。)				
異常圧力内作業手当	① 職員が、高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事したとき。	気圧0.2メガパスカルまで	210円	1時間	
		気圧0.3メガパスカルまで	560円		
		気圧0.3メガパスカル超	1,000円		
	② 職員が、潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき。	潜水深度20メートルまで	310円		
		潜水深度30メートルまで	780円		
		潜水深度30メートル超	1,500円		
	③ 職員が、潜水船「しんかい2000」又は「しんかい6500」に乗り組んで潜水して行う海中又は海底の観測又は調査の作業に従事したとき。	一般職基本給表(一)4級以上	2,200円		
教育職基本給表3級以上					
一般職基本給表(一)3級及び2級		1,700円			
教育職基本給表2級					
	一般職基本給表(一)1級	1,400円			
	教育職基本給表1級				
災害応急作業等手当	職員が、地震により被災した文教施設の応急危険度判定の作業のうち、当該判定において「危険」又は「要注意」とされた施設に係る作業に従事したとき。		1,080円	1日	
山上等作業手当	① 職員が、勤務環境の劣悪な山上の観測点の所在する場所として本学が指定するものにおいて、火山現象に関する現地観測の作業に従事したとき。		410円	1日	
	② 一般職基本給表の適用を受ける職員が、農学部附属演習林宮崎演習林又は北海道演習林(11月から翌年4月までの間に限る。)において、チェーンソーを使用して行う伐採の作業、刈払機を使用して行う下刈の作業又は架線を使用して行う集材若しくは運材の作業に従事したとき。		260円		
夜間看護等手当	助産師、看護師又は准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき。	深夜の全部を含む勤務	7,300円	1回	
		深夜における勤務時間が4時間以上	3,550円		
		深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満	3,100円		
		深夜における勤務時間が2時間未満	2,150円		
		職員が、上記の勤務の交替に伴う通勤(自動車等を利用する場合を除く。)を行う場合には、通勤距離に応じて次の額を加算する。			1回
		通勤距離が片道2km以上5km未満	380円		
		通勤距離が片道5km以上10km未満	760円		
	通勤距離が片道10km以上	1,140円			
待機手当	病院別府病院で勤務する医療職基本給表適用職員が、救急の外来患者及び入院患者の容態の急変に備え、待機を命じられたとき。	夜間(17時15分から8時30分まで)	1,000円	1回	
		休日の昼間(8時30分から17時15分まで)	600円		

極地観測手当	職員が、南緯55度以南の区域において南極地域観測に関する業務に従事したとき。ただし、当該業務が国と共同して行われる場合であって、国から職員に対して極地観測手当に相当する金額が支給されるときは、この限りでない。	一般職基本給表(一)7級以上 教育職基本給表5級	4,100円	1日
		一般職基本給表(一)6級、5級及び4級 教育職基本給表4級及び3級	3,100円	
		一般職基本給表(一)3級 教育職基本給表2級	2,400円	
		一般職基本給表(一)2級 教育職基本給表1級	2,000円	
		一般職基本給表(一)1級	1,900円	
		越冬して行う業務に従事した場合は、上記の額にその100分の30に相当する額を加算する。		
健康管理等手当	産業医を命じられた職員が、職員の健康管理及び職場の衛生管理に関する業務に従事したとき。		20,000円	1月
分娩従事手当	九州大学病院で診療業務に従事する教員(医師免許を有する者に限る。)が、分娩に係る業務に従事したとき。(原則として宿日直勤務に従事する者に限る。)	当該分娩に従事する者2名まで	5,000円	1回
手術部看護手当	九州大学病院で勤務する医療職基本給表(二)の適用を受ける職員が、手術部における看護業務に従事したとき。		10,000円	1月

備考1 次に掲げる特殊勤務手当の支給される作業に従事した時間が1日について4時間未満の場合の手当額は、上記の手当額に100分の60を乗じて得た額とする。

高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、種雄牛馬取扱手当及び災害応急作業等手当

備考2 月の初日から末日までの期間の全日数にわたって手術部において勤務しないこととなるときは、その月の手術部看護手当は、支給しない。

別表第3 入試手当(第21条の2関係)

入試区分	職員区分	業務区分	手当額	
大学入学共通テスト 一般選抜 (前期日程及び後期日程)	教員	入試実施委員会委員	年度当たり 12,000円	
		一般選抜世話人	年度当たり 10,000円	
		出題代表委員	年度当たり 10,000円	
		出題委員会委員(前期日程)	1科目当たり 70,000円	
		点検委員(前期日程)	1科目当たり 35,000円	
		出題委員会委員(後期日程)	1科目当たり 70,000円	
		点検委員(後期日程)	1科目当たり 15,000円	
		採点委員会委員(前期日程)A	1科目当たり 10,000円	
		採点委員会委員(前期日程)B	1科目当たり 20,000円	
		採点委員会委員(前期日程)C	1科目当たり 45,000円	
		採点委員会委員(前期日程)D	1科目当たり 60,000円	
		採点委員会委員(後期日程)	1科目当たり 15,000円	
		入学者選抜調査研究分析業務	年度当たり 22,000円	
		入学者選抜機械処理業務	1試験当たり 60,000円	
		試験場業務(試験場長付)		
	試験監督者	1日当たり 10,000円		
	救護業務(医師)	半日当たり 5,000円		
	警備等の入学試験業務			
		教員以外	実施本部及び試験場事務	
			救護業務(看護師)	1日当たり 6,000円
		警備等の入学試験業務	半日当たり 3,000円	
		願書点検, 受験票発送, 問題仕分等		
		試験室巡視業務	1日当たり 10,000円 半日当たり 5,000円	
		入学者選抜機械処理業務	1試験当たり 45,000円	
総合型選抜 学校推薦型選抜 帰国生徒選抜 社会人選抜 私費外国人留学生入試	教員	入試実施委員会委員	年度当たり 10,000円	
		出題者		
		点検者	1試験当たり 15,000円	
		採点者		
		面接者	1試験当たり 7,000円	
			試験場業務(試験場長付)	
			試験監督者	
			救護業務(医師)	1試験当たり 10,000円
			警備等の入学試験業務	
			入学者選抜機械処理業務	年度当たり 60,000円
	教員以外	試験場事務		
		救護業務(看護師)	1試験当たり 6,000円	
		警備等の入学試験業務		
		入学者選抜機械処理業務	年度当たり 45,000円	
編入学試験	教員	入試業務従事者	1試験当たり 3,000円	
	教員以外	試験場事務	1試験当たり 3,000円	
大学院入試	教員	入試業務従事者	1試験当たり 3,000円	

備考

1 採点委員会委員(前期日程)におけるAからDまでの区分は、それぞれ次の受験者数に係る採点業務に従事した場合に適用する。

A:1~99名 B:100~1,999名 C:2,000~4,999名 D:5,000名以上

2 編入学試験及び大学院入試の入試業務従事者とは、大学入学共通テスト及び一般選抜における教員の業務区分に相当する業務をいう。

3 第21条の2第1項ただし書により、管理職手当の適用を受ける職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員について入試手当の支給対象となる業務区分は、入試区分に応じ、次のとおりとする。

- ① 大学入学共通テスト及び一般選抜
入試実施委員会委員、一般選抜世話人、出題代表委員、出題委員会委員、点検委員及び採点委員会委員
- ② 総合型選抜、学校推薦型選抜、帰国生徒選抜、社会人選抜及び私費外国人留学生入試
入試実施委員会委員、出題者、点検者、採点者及び面接者
- ③ 編入学試験及び大学院入試
①又は②に相当する業務

別表第4 在勤手当（第23条の3関係）

勤務を命ぜられた 海外オフィス	基本給表	職務の級	在勤手当	
			配偶者を帯同 する場合	配偶者を帯同 しない場合
ストックホルム・ リエゾンオフィス	一般職基本給表(一)	4級以上	500,300円	419,700円
		3級	451,200円	378,700円

備考 年少子女（海外オフィス勤務者の子のうち3歳から18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にあるもので、主として当該海外オフィス勤務者の収入によって生計を維持しているものをいう。）を帯同する場合は、この表の在勤手当の額にそれぞれ年少子女1人あたり8,000円を加算した額とする。

別表第5（第33条関係）

対象となる者	適用を除外する条項
<p>特定有期プロジェクト支援職員（本学が定める経費により期間を定めて雇用され、事務組織における教育研究プロジェクトの支援業務に従事する事務職員及び技術職員をいう。）</p>	<p>第11条（基本給の異動） 第12条（基本給調整額） 第14条（管理職手当） 第15条（初任給調整手当） 第16条の3（広域異動手当） 第17条（扶養手当） 第18条（住居手当） 第20条（単身赴任手当） 第21条（特殊勤務手当） 第21条の2（入試手当） 第21条の3（学位論文調査手当） 第22条（特勤勤務手当） 第23条（特勤勤務手当に準ずる手当） 第23条の2（遠隔地手当） 第24条（寒冷地手当） 第28条（宿日直手当） 第29条（管理職員特別勤務手当） 第31条（勤勉手当）</p>
<p>特定有期代替事務職員（期間を定めて雇用され、事務組織における就業通則第12条第1項第1号に該当し休職中の職員又は休職から復職し復職支援を行う部署に配置された職員（以下「休職職員等」という。）の業務を処理する事務職員をいう。）及び特定有期代替技術職員（本学が定める経費により期間を定めて雇用され、事務組織における休職職員等の業務を処理する技術職員をいう。）</p>	<p>第11条（基本給の異動） 第12条（基本給調整額） 第14条（管理職手当） 第15条（初任給調整手当） 第16条の3（広域異動手当） 第17条（扶養手当） 第18条（住居手当） 第20条（単身赴任手当） 第21条の3（学位論文調査手当） 第23条（特勤勤務手当に準ずる手当） 第28条（宿日直手当） 第29条（管理職員特別勤務手当） 第31条（勤勉手当）</p>